

令和 5 年

赤平市議会第4回定例会会議録（第2日）

12月14日（木曜日）午前10時00分 開 議
午後 2時48分 散 会

○議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問
1. 安藤 繁 議員
2. 若山 武信 議員
3. 木村 恵 議員
4. 北市 勲 議員

順序	議席番号	氏 名	件 名
			5. 炭鉱遺産ガイドダンス施設について 6. 市立病院について 7. 遊休公共施設について 8. 本町商店街の火災について
4	8	北市 勲	1. 地域公共交通について 2. 地域振興について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問

順序	議席番号	氏 名	件 名
1	5	安藤 繁	1. 太陽光発電について 2. 熊の出没について 3. ごみの不法投棄や犯罪等の防止対策について
2	6	若山 武信	1. 行政の機構改革について 2. 市職員の人材育成について 3. 高齢者支援について
3	1	木村 恵	1. 公共交通について 2. 水道事業について 3. 高齢者支援について 4. 地域おこし協力隊について

○出席議員 10名

- 1番 木村 恵 君
2番 今野 宙 君
3番 丸山 勝正 君
4番 渡部 修之 君
5番 安藤 繁 君
6番 若山 武信 君
7番 伊藤 新一 君
8番 北市 勲 君
9番 御家瀬 遵 君
10番 竹村 恵一 君

○欠席議員 0名

○説 明 員

- 市 長 畠山 渉 君
教育委員会教育長 高橋 雅明 君

監査委員	目黒雅晴君
選挙管理委員会 委員長	河西広美君
農業委員会 会長	吉本政史君

副市長	永川郁郎君
総務課長	林伸樹君
企画課長	成田博之君
財政課長	丸山貴志君
税務課長	坂本和彦君
市民生活課長	斎藤政弘君
社会福祉課長	高橋脩君
介護健康推進課長	千葉睦君
商工労政観光課長	磯貝直輝君
農政課長	安原敬二君
建設課長	清水亘君
上下水道課長	柳町隆之君
会計管理者	山口正己君
あかびら市立病院 事務局長	杉浦圭輔君

教育委員会 学校教育課長	尾堂裕之君
〃 社会教育課長	梶哲也君

監査事務局長	西井芳准君
--------	-------

選挙管理委員会 事務局長	林伸樹君
-----------------	------

農業委員会 事務局長	安原敬二君
---------------	-------

○本会議事務従事者

議会事務局長	石井明伸君
〃 総務議事 担当主幹	渡邊敏一君
〃 総務議事 係長	伊藤千穂子君

(午前10時00分 開 議)

○議長（竹村恵一君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（竹村恵一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、2番今野議員、9番御家瀬議員を指名いたします。

○議長（竹村恵一君） 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長より報告します。

○議会事務局長（石井明伸君） 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（竹村恵一君） 日程第3 これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、1、太陽光発電について、2、熊の出没について、3、ごみの不法投棄や犯罪等の防止対策について、議席番号5番、安藤議員。

○5番（安藤繁君）〔登壇〕 議席番号5番、安藤繁です。本日は、年末の大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。通告に従いまして、質問いたしますので、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

件名1、太陽光発電について、項目1、太陽光発電施設設置の規制に係る条例の制定について、要旨1、太陽光発電施設の設置の規制に係る条例の制定について昨年9月の定例会後の協議以降の取組についてであります。第6次赤平市総合計画の基本目標で生活環境として安全、安心で快適に暮らせるまちづくりが明記されております。太陽光発電施設設置規制条例につきましては、町内会や地域住民の要

望を受けて令和元年の9月の定例会から昨年9月までに4回にわたり質問を行ってきたところであります。昨年の9月の定例会で私は、太陽光発電施設に係る条例の制定について昨年6月の定例会以降1年3か月にわたる研究の成果を期待するところではありますが、どのように内部検討を進めてきたのか、どのような研究が行われてきたのか、取組内容と研究の成果を伺いますと質問いたしました。市長は市民生活課及び建設課で資源エネルギー庁のホームページの掲載情報や環境省、地方自治研究機構などの発信情報を収集し、共有しているところであるとの答弁でありました。この答弁に私は、太陽光発電施設に係る条例の研究をし、結果を出すためには当市の太陽光発電施設の設置後の現地の状況調査や当事者からの問題点の聞き取り、さらに条例設置済みの市町村の条例の研究や現地の視察など研究資料の収集などが必要と思われませんが、これらの点についてどのように進めてきたのか、また市長は担当職員とどのような協議を行い、条例制定に関してどのような指示を出してきたのか伺いますと再質問をしたところであります。この質問に対し、市長は近隣住民とは設置当初話をし、切実な声を聞いており、現状も確認をしている、また令和3年6月に条例が制定された長沼町の素案も入手しており、複数課で情報を共有している、さらに災害防止、自然環境保全、地域の共生のため時間を要しているが、条例等の制定に向けて検討してまいりたいと非常に前向きな答弁をいただいたところであります。また、市長は答弁終了後傍聴席にいた当事者に駆け寄り、条例等の制定に向けて検討することについて話をかけられておりました。私も市長の誠意に深く感動し、高く評価いたしましたところであります。定例会後に市長とお会いして話したときにも、万全な規制ができるようにするため現在条例の作成の作業を進めているとのことでお話でありました。

その後のことでもありますけれども、担当課長より現在作業を進めているが、国のほうで小規模な太陽光発電施設の設置に係る規制に関して検討を始めて

おり、国の動向を見て作業を進めてまいりたいというお話があり、地域の関係者と協議し、同意をいたしたところでもあります。太陽光発電施設の設置の規制について、昨年9月の定例会後の協議をした以降の国の動向と当市の条例制定に係る取組について伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 太陽光発電施設設置の規制に係る国の動向と条例制定の取組についてでございますが、安藤議員がご指摘のとおりこれまで調査研究を行いながら条例制定に向け作業を進めてきたところでもあります。一方、国では5月末に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、いわゆる再生可能エネルギー特措法の一部改正に伴い、事前の説明会や周知、対象となる住民の範囲といった客観的な基準を設けるなどの方向性を示すとのことでもあります。このことから、国はワーキンググループを設置し、方向性について協議を重ねている最中でありましたので、条例の制定につきましてはその方向性の決定を見守ってきたところでもあります。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○5番（安藤繁君）〔登壇〕 ただいまの答弁で、昨年9月の定例会後の協議した以降の国の動向と当市の条例制定に係る取組につきましては理解いたしました。

再質問でございますが、いつ頃国の規正法が施行される予定なのか、めどについてお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 国の施行予定についてでございますが、現在国におけるエネルギー庁のワーキンググループ内の協議状況でございますが、第2次の取りまとめ案の概要が10月に発表となったところがあります。主たる内容は、トラブル防止のため施設周辺住民への説明や事前周知、市町村への事前相談など施設周辺の住民に配慮するといった内容であり、パブリックコメントが行われた後に地方自治体への周知を経て令和6年4月の施行で進めている状況で

あります。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○5番（安藤繁君）〔登壇〕 国の第2次の取りまとめ案の概要が10月発表となり、国の規正法が施行される予定が来年4月ということが分かりました。

次に、要旨2でございますけれども、地方自治研究機構の令和5年10月18日現在での条例制定の概観によりますと、令和4年度に49条例、令和5年度には31件の条例を制定している自治体があります。全体では、都道府県で8条例、市町村では255条例となっております。本当に多くの自治体が条例を制定しております。また、条例制定後も規制の強化を図るために遠野市等をはじめといたしまして、各自治体で条例内容の改正がされてきておるところでございます。国の規正法が施行される予定が来年4月というのは、間違いのないのでしょうか。国の動きに不確定要素があるのであれば、当市は先行して条例を制定し、国の法律の制定した後に見直す必要があるというのであれば条例を改正するというにしていかがでしょうか、伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 先行して条例を制定し、法律改正後必要に応じて条例を改正してはどうかということについてでございますが、今回法の改正が行われたことに伴い、大規模電源の50キロワット以上の高圧は説明会の開催を求める、小規模電源の50キロワット未満の低圧は原則として説明会以外の事前周知を求める、ただし周辺地域に影響を及ぼす可能性のあるエリアなど説明会の開催を求める方向であります。また、屋根設置住宅用太陽光は、対象外となるなど設置に当たっての方向性は示されたところがあります。しかし、これら今回の法改正だけでは近隣住民の生活環境に影響を及ぼす設置、これも懸念されることから、議員ご指摘のことも踏まえたより実効性のある条例制定に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○5番（安藤繁君）〔登壇〕 ただいまのご答弁によりますと、今回の国の法改正であります、私も心配しておりましたけれども、50キロワット未満の小規模なものについては説明会以外の周知を求め、ことあり得るということでもあります。近隣住民の要望するものとはかなりの隔りがあるものと思われ、市長から今今回の法改正だけでは近隣の住民の生活環境に影響を及ぼす設置も懸念されることから、私の今ご指摘いたしましたことも踏まえてより実効性のある条例制定に向け取り組んでまいりたいという本当に力強い答弁をいただきました。当市が国に先行して実効性のある条例を制定する方向で取り組むと理解いたしました。市長の英断を高く評価したいと思います。今後早期に太陽光発電施設設置の規制に係る条例が施行されることを期待しておりますので、よろしく願いいたします。これでこの件についての質問を終了いたします。

続きまして、件名2、熊の出没について、項目1、熊の出没による被害状況と被害回避について、要旨1についてお伺いをいたします。北海道東北地方知事会、これの緊急要望を受けまして、当時の伊藤環境相が熊による人身被害を防止し、農作物に被害を与える鳥獣の捕獲に取り組む都道府県に交付金を支払い、夜間の駆除なども可能になるように熊類を指定管理鳥獣とし、保護から捕獲によって適正な管理をするという方向の検討に入ったとのことでもあります。

北海道内の2023年の熊の出没状況は、北海道警察の速報値、これによりますと9月17日の時点で2,667件、過去でも最高に多かった2022年の2,240件を427件も上回り、過去最多となっております。赤平市においては、今年の見撃情報についてはホームページに出没箇所も含めて掲載されております。11月4日現在でございますが、26か所と本当に非常に多く、昨年と比べて、地図も出ているのですけれども、いわゆる目撃ですか、出没目撃の範囲も非常に広がってきております。全国では、熊による死傷者など人や家畜の被害、樹木や果実、畑の作物及び飼料など

様々な被害が報じられているところでありまして、これは皆さんも御存じのことと思います。当市でも以前住友地区の企業で被害があったというふう聞いております。

環境省が11月11日に発表した速報値によりますと、今年の4月から10月までに熊に襲われたのが180人で、痛ましい死亡者は5人と統計を開始して以来過去最多を記録しております。熊の観察や追跡調査で遭遇や捕獲した熊に9回も襲われ、生還したという経験を持ちますNPO法人の日本ツキノワグマ研究所の米田一彦理事長のお話でございますが、2025年には今年以上に被害件数が増えるかみせ、警戒が必要と言っております。今年は、熊の出生数、これがかつてないほど多いということでございます。子熊が2歳になり、自由に徘徊し始めるのが2年後ということでありまして、年を追うごとに温暖化が進行いたしましてドングリなどの餌が本当に少なくなると、こういった形でアーバンベア等による市街地での被害件数も増える可能性があるように聞いております。

現在熊の捕獲に協力されている猟友会の会員数、これも全国的に減少し、高齢化してきており、熊の捕獲などに十分対応ができていないようであり、北海道も相次ぐ事故を受けて、熊の捕獲目標の設定に向けた検討を始めるようであります。当市においては、熊による人への被害はないと思っておりますけれども、山林の樹木、畑作物、家畜や飼料の被害状況や被害を回避するための猟友会の会員の確保、そして捕獲技術の向上促進、財政支援などについて当市ではどのように考えておられるのか伺いたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 熊による被害状況、猟友会の会員確保、捕獲技術の向上促進、財政支援についてでございますが、議員おっしゃるとおり熊による人的被害、農業被害とも現在のところないとの報告を受けております。猟友会の会員の確保については、全国的な問題でもあり、当市においても例外とは言

えず、苦慮しているところであります。現在北海道猟友会滝川支部赤平部会会員として、今年度に入り30代、60代の男性2名が加入し、現在15名の方々が会員として活動しております。本年6月には、北海道猟友会滝川支部赤平部会と協議を行った上で広報あかびらに活動内容や募集記事を掲載、町内会長会議においてヒグマに関しての情報を提供したところであります。今後も会員確保に向けた取組を行うとともに、財政支援については引き続き検討してまいりたいと考えております。また、広報あかびら、出前講座等を通じ、熊に関する知識を学ぶ機会も積極的に設けてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○5番（安藤繁君）〔登壇〕 当市においても熊の目撃件数が増加している中で人的被害、農業被害もなかったということは大変よかったことだなというふうに思います。今年度猟友会に若い30代、60代の男性が2名入会したということでありまして、今後も会員確保の取組を行い、財政支援についても継続して検討するとのことでもあります。また、広報あかびらに猟友会の活動内容、募集記事を掲載し、町内会長会議におきましてもヒグマに関しての情報を提供するなど種々被害回避の対応をしていることが理解できました。しかし、被害はいつ発生しても不思議ではない状況にあるとの共通認識を持ちまして、事故を未然に防がねばならないと思います。熊は、いつどこに出没するか分からず、大変難しい課題でございますけれども、事故防止に向けて一層の努力をしていただきたいというふうに思います。

再質問いたしますが、道は人里での出没が増加しておりますヒグマの対策として1,500万の補正予算を11月28日に定例議会に提案しておりまして、今日その結果が出るようなことも聞いております。残雪期の捕獲促進事業の春期管理捕獲に参加する市町村にハンターへの報酬や弾代などの経費を半額まで補助するというところでございまして、現在の2倍となります40の市町村が事業に参加するというふうに見

込んでの補正予算ということでもあります。この補助制度の活用について市の考え方をお伺いいたします。

○議長（竹村恵一君） 農政課長。

○農政課長（安原敬二君） 春期管理捕獲に係る補助制度の活用についてでございますが、今後補助制度に係る詳しい内容の通知がなされると思います。その通知を踏まえまして、猟友会赤平部会の方々と実施の可否を含め十分な協議を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○5番（安藤繁君）〔登壇〕 ただいまの答弁によりますと、道からの補助制度の詳細が通知されれば、もう間もなく通知されるのだと思いますけれども、実施の可否を含めて猟友会とも十分協議を行うとのことでもあります。熊の捕獲については、生命の危険も含めまして非常に危険を伴うことでございます。猟友会の意向を十分に踏まえ、慎重に協議をいただき、体制が整い、実施するということになれば、せつかくこの補助制度を大いに活用して万全の熊対策をしていただきたいというふうに思います。

次に、要旨2についてでございますが、熊の目撃箇所を設置されている看板でございますが、看板がちよっと小さくて分かりづらい、看板のサイズをもっと大きくしたり、カラフルにして目立つようにできないかという意見が私のほうに届いております。看板をもっと大きいサイズにしたり、下地を白ではなく、住友山手町に本当に目立つやつがあるのですけれども、看板を黄色または赤色とカラフルにして目立つようにしてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（竹村恵一君） 農政課長。

○農政課長（安原敬二君） 目撃箇所の看板設置についてでございますが、これまでも工夫をしながら設置しておりましたが、お話のあったご意見を踏まえまして付近を通る歩行者の方々、自動車等を運転するの方々にも分かるような色使いを含めまして今後

も工夫を重ねてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○5番（安藤繁君）〔登壇〕 本当に一生懸命農政課のほうでも頑張って看板を立てても分かりづらいということでは、ちょっと意味が薄れると思いますので、住友山手町、これは黄色い下地に熊の絵のある看板でして、私も車で走行していても遠くから非常に目立ちます。歩行者や自動車の運転手にも分かるよう工夫を重ねるとの今の答弁であり、期待をしております。市民からの要望に応じて一工夫をしていただきますようよろしくお願いを申し上げたいと思います。

続いて、要旨3でございますけれども、豊里小学校付近にも熊が出没したのですが、豊栄町町内会のほうには連絡がなかったというふうに聞いております。過日開催されました東公民館での議会報告会においても、茂尻栄町の通学路でございます砂防ダム、その付近でも熊が目撃されております。このときも市から地域の町内会長には何も連絡はなかったとお話がありました。今後は、できれば熊の目撃情報を地域の町内会長に提供しまして、町内会会長が町内の会員に注意を呼びかける、そしてまた町内会の人に聞かれたときは市のほうからも連絡をいただいていますということですので気を付けてくださいというふうに注意喚起ができるように配慮してはいかがでしょうか、伺います。

○議長（竹村恵一君） 農政課長。

○農政課長（安原敬二君） 目撃情報の周知方法についてでございますが、現在目撃情報を寄せられた後現場での確認作業、状況に応じ赤歌警察署員と共に近隣住民への注意喚起、付近でのパトロール、市のホームページ及び公式ラインに情報を掲載しているところであり、今後におきましても引き続きこれらを行うとともに、状況に応じまして町内会長等も含めて適宜判断し、周知をしてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○5番（安藤繁君）〔登壇〕 目撃情報の周知でございますが、赤歌署と連携し、住民への注意喚起やパトロールを実施、市のホームページやラインに情報を掲載しているとのことであり、今後につきましては町内会長にも状況を適宜判断し、周知するとの前向きな答弁をいただきました。町内会の代表として、統率者としての会長がいち早く熊の目撃情報を認知し、地域の会員に注意を呼びかけ、安全の確保ができるように情報の提供をよろしくお願い申し上げたいと思います。これでこの件についての質問を終了いたします。

続きまして、件名3、ごみの不法投棄や犯罪等の防止対策について、項目1、ごみの不法投棄や犯罪などの防止対策としての防犯カメラの設置について、要旨1についてであります。この件につきましては令和3年の12月議会において私質問したところであり、同年の6月の定例会でも同僚議員からごみの不法投棄と監視カメラについての質問がありました。同僚議員からは、多くの道路にごみの不法投棄が見られ、地域の人たちも大変な迷惑をしている、赤歌署と赤平市連名の大型警告看板、私も見っていますが、かなり大きな看板などを設置しておりますが、無視され、新たなごみが周りに散乱している、毎年不法投棄者とボランティアの皆さんのたちごっこが続いており、特に桜木町と住吉墓地の間は地方紙にごみロードとやゆされている、ここは道道なので、道路管理者との補助金を踏まえた協議も必要ではないかと思う、特定地域に監視カメラを設置し、効率よく解決すべきと考えるが、行政の考えを伺うという質問がありました。この質問に対して市長は、カメラの設置に180万円がかかり、維持管理やデータの管理を含めた対応が伴い、現段階では難しい、桜木町と住吉墓地の間は道路管理者の北海道と対策について協議をしていくと答弁をしております。私の質問に対しては、第2回定例会後道路管理者である北海道との協議の結果、設置目的や道路管理における必要性から判断すると設置することは困難であるとの回答でありました。車両の通行の

安全確保は、重要な目的であります。環境衛生の確保、これも市民にとっては大変大事な目的の一つであります。回答の理由には腑に落ちない点もあり、設置が困難であるという回答に本当に誠に残念な思いをしたところであります。一方、道からは、景観的な観点から不法投棄が多い道路の路肩部分に防草シートを設置するなどの抑止対策を検討していることやパトロール中にごみを回収するなどの維持管理をしていくという回答をいただき、現在シートも、それからごみ拾いも一部実行されているということは一歩前進であると評価をしたいと思っております。

9月23日開催の三水会の席でございますが、赤歌警察署長より赤平市は防犯カメラが少ない、管内でも当市の設置数は少ないほうである、赤平奈井江線、歌志内の入り口の道路の山手平和台通にごみのポイ捨てが多いので、カメラでの抑止なども必要ではないか、また市内での行方不明者事案の発生時に動向確認でも防犯カメラは力を発揮する、さらに例えばみらいにはカメラがあるが、写る範囲や角度が入り口を網羅できていないなどの話、指摘があったようであります。赤平市は、管内でも防犯カメラの設置数が少ないほうであり、ごみの不法投棄抑止、行方不明者の動向確認、さらには防犯対策等にカメラの設置が必要とのこの話にも私も非常に同感するところでございます。市長は、この話を受けて防犯カメラ設置について今後どのように対処をしていくのか伺いたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） ごみの不法投棄や犯罪等の防止対策として防犯カメラの設置についてでございますが、ごみの不法投棄対策として、さらに行方不明者の動向を確認できるなど、そのほか多くの事件、事故の解決に役立つものと思っております。このたび管内においても設置数の少ない自治体であるとのお話を受けたところであります。本市において管理をしているカメラにつきましては市役所、市立病院、交流センターみらい、ガイダンス施設、平岸コミセン、赤平小学校、赤平中学校、美園町地下歩道、

茂尻跨線橋などに設置しているところであります。また、赤平市の施設を利用して赤平防犯協会にて設置をしているカメラにつきましては、消防の茂尻分団、文京分団、フラワーヒルズのトイレなどにも設置しているところであります。不法投棄対策として住吉町に設置するのは高額であること、またパトロールの強化について令和3年の定例会で答弁させていただいたところであります。いずれにいたしましても、防犯カメラの設置は不法投棄や犯罪の抑止等に効果があることは十分認識しておりますので、今後も引き続き研究してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○5番（安藤繁君） [登壇] 前回の私の質問のときにも申し上げましたけれども、赤平市とほとんど規模が変わらない隣の芦別市は警察署の駐在所が廃止された新城町ですか、に住民の不安を和らげたり、事件や事故の抑止を目指しまして市内で16台目の防犯カメラを設置したということでございます。また、4週間ほど映像を上書きして記録ができて、指針を定めて画像の適正な運営と管理をしており、付近に防犯カメラ作動中、このステッカーを貼り、抑止効果が非常に上がっているということでお話ししました。さらに、防犯カメラの設置は、先ほど来から申し上げておりますけれども、事故防止だけでなく行方不明の捜査にも効果があるということでありまして、本当に赤平も認知症の方、知的障がい者の方も非常に多くて意外と出て歩くということが昔からあります。こういった知的障がい者の保護、場合によっては死に至る場合もあるわけでございます。こういったことにも大いに役立つのではないかと思いますと申し上げたところであります。

答弁によりますと、当市内には市と防犯協会でも結構な数の防犯カメラが設置されておりますけれども、今回の質問はほかでもございませぬ、赤歌警察署長のお話でございまして、このお話を受けまして私一市民の立場としても非常に肩身が狭い感じがいたしました。設置費用が高額ということも理解いた

しますけれども、何とかならないものかという思いが募っているところでございます。11月下旬に市内を見て回りましたが、平班橋付近や共和町、これは前回に比べまして非常にきれいになっておりましたけれども、やはり住吉町や住友平和台は相変わらずごみが散乱しております。このような話や実態を見ると、赤平市は他市に比べて防犯意識や環境整備の意識が希薄である、また人類共通の認識かつ理念であってほしい勸善懲惡、この姿勢を実現していこうという善意な意欲が欠如しているとの誤解を招きかねない状況であると思います。市長がよく引き合いに出す孔子もこのような行政の在り方をよしと評価をしないのではないかというふうに推察するところでございます。防犯カメラの設置につき今後も前向きに研究、検討していただくことを強く強く要望して、私の全ての質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩といたします。

（午前10時38分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序2、1、行政の機構改革について、2、市職員の人材育成について、3、高齢者支援について、議席番号6番、若山議員。

○6番（若山武信君）〔登壇〕 議席番号6番、若山武信です。通告に基づきまして、一般質問を行いますので、答弁のほどよろしく願いいたします。

件名1、行政の機構改革について、項目1、効率的な行政運営の構築について、要旨として機構改革における部長制の復活についてであります。平成18年の高尾市政時代にあかびら市立病院の累積した赤字と空知産炭地域総合発展基金の北海道の意向による一括償還のため、当市は財政破綻寸前の危機的な状況にありました。財政破綻回避のために大きな犠牲は免れず、部長課職を中心とした六十数名の職員の早期退職と15%相当の賃金カット、部長制の廃止

なども含めた諸対策が施され、緊縮財政に努めた結果、令和5年度現在当市の財政状況は厳しいながらも正常な運営がなされていることと思っております。その詳細は、広報あかびら11月号に掲載されており、市民からも理解される場所かと思われま。しかし、今後当市の人口減少と同時に職員数も減少し、各事業においてさらなる効率化が求められます。AIなどを伴うデジタル化は、国を挙げての政策問題であります。地方においてはAIのみならず全てに効率のよい行政運営の構築が求められることであります。令和5年11月1日現在本庁舎の職員は147名、病院職員は90名、合計137名の市職員がおります。そのうち課長職が18名ですが、今後再編や統廃合などを行い、人員が少ないながらも効率よく仕事ができる仕組みが重要と考えます。市長は、以前から行政の機構改革について述べられておりましたが、市長の考えている機構改革の構想や仕組みはどのようなもので、その検討はどこまで進んでいるのでしょうか、伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 機構改革と部長制の復活についてでございますが、平成19年3月31日に部長制を廃止し、当時のほとんどの部課長が退職してから10年以上が経過しており、現在は18名の課長職の下、市民に向き合いながら日々の行政活動に取り組んでいるところであります。今現在行財政改革室におきまして市民の利便性の向上を図りながらも、一方では人口減少に伴う組織のスリム化も避けては通れない課題でありますことから、慎重に検討を進めているところであります。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○6番（若山武信君）〔登壇〕 機構改革については、現在慎重に検討を進めているとのことでございますけれども、私はそのような構想の中に部長制を復活させ、新しい枠組みの人員をさらに有効活用することで今以上の人的効果が期待できるのではないかと考えております。部長制の廃止は、大きな合理化の中で行われたものであります。部長制を少

人数ながら復活させ、現在の課長職の中から少数の人材を部長に昇格、任命し、責任あるリーダーシップの下、新しい体制づくりができるのではと考えます。行政の機構改革の中で関連する部長制の復活について考え方があれば伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 部長制につきましては、現在のところ北海道内で当市を含む夕張市と歌志内市の3市におきまして導入しておりません。一方、町といえども人口の多いところでは音更町をはじめとして複数の町で部長制を導入しているところもございます。機構改革につきましては、これまでも答弁申し上げておりますとおり課の統廃合など組織のスリム化も検討事項の一つとなっております。いずれにいたしましても、ご指摘いただきました部長制も含め、行財政改革室にて検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○6番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁では、現在機構改革で課の統廃合、組織のスリム化等も検討事項となっているとのことですが、既に検討事項が決まっているのであれば、機構改革の検討をもっと早くから効率的に進めるべきではなかったことではありませんか。かつては、部長職の下に幾つかの課があり、部長が統括しておりました。現在の私の考え方は、病院関係を除いて庁舎内における現課長職の担当する課そのままに集約し、関連する担当課を仮に3ブロックに分類するならば、その上に3名の部長職を置いて統括し、業務量の多い課、少ない課の人員の調整や業務内容の得手不得手の調整もしながら全体的に効率的行政運営を図るべきと考えます。効率的行政運営の責任者は副市長とし、関連する課がなく単独の課については副市長直属の配下としてよいのではと考えています。その上で年ごとに段階的に整理、調整を行いながら財政事情も考慮し、課長職兼務の部長制へと移行、最後は課長制を廃止するという経緯をたどるのがよいのではと私は考えています。ただいま部長制も含め検討

すると答弁にありましたが、市長が機構改革の検討時期を早めてできるだけ早く行政運営に反映していただけるなら、私の考え方は論外として結構でございます。改めて機構改革への考え方について伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 機構改革につきましては、私の市政2期目における重要な施策の一つとなっておりますことから、慎重かつ速やかに検討を進めてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○6番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁にて慎重かつ速やかに検討を進めていくということでございますので、市長のその思いを尊重し、理解しながら今後の機構改革の検討状況を見ていきたいと思っております。

さきの11月に赤平市議会として議会報告会、意見交換会がこの議場と東公民館にて開催され、お集まりの皆さんから数多くの意見が出されましたけれども、双方の会場から共通して行政と議会が一つになって市民のために頑張ってもらいたい旨の意見、要望がありました。また、行政が行っている住民懇談会での意見内容も議会が共有し、お互いに議論して市民のために役立ててもらいたい旨の意見もありました。人口減少に伴う当市の将来を案じての気持ちの表れかと受け止めておりますが、行政の機構改革、市議会の議会改革、今後の当市にとってどちらも大切なことでありましょう。また、今後の行政運営において互いに信頼し合える人間関係、そして互いに調和の取れる人間関係、この構築も必要でありましょう。機構改革の中でその論議も含め検討いただきますことを要望し、この項での質問を終わります。

続きまして、件名2、市職員の人材育成について、項目1、研修制度の充実についてであります。令和元年度から5年度にかけて27名の職員が採用されておりますけれども、人材の育成には若いうちからの人格形成や市職員としての自覚やマナーなどの教育が必要かと思っております。ここ数年コロナ対策による忙

しや職員数減により職務が多忙となり、十分な研修が行われてこなかったことが危惧されますけれども、現在庁舎内の研修会や出張による研修会などのような形で、また何回ほど開催されてきたか伺います。

○議長（竹村恵一君） 総務課長。

○総務課長（林伸樹君） 各種研修会の実施状況についてでございますけれども、庁舎内の研修につきましてはコロナの感染防止対策のため集合した研修というのは控えてきたところであります。そのような中でも新採用職員研修につきましては毎年継続して行っており、令和元年度から5年度にかけての27名につきましても法令や財政状況、事務処理などに関する研修を実施しております。外部の団体等が主催するものにつきましては、北海道市町村職員研修センターの研修に一般の係職員から管理職まで多くの職員に対し札幌での集合研修や最近では市役所内で受講できるオンライン研修を受講させており、令和4年度では出張で16名、オンラインで7名の計23名、本年度は現在まで出張が14名、オンライン10名の計24名が参加をしております。また、中空知広域市町村圏組合では、滝川市内で若手や中堅の職員を中心に仕事の心得やクレーム対応、メンタルヘルスなどの集合研修を行っており、昨年度は11名、今年度は16名が参加をしております。さらに、昨年度は北海道市町村振興協会の道外研修にも参加し、1名が福島県と宮城県の被災地で防災や復興事業に関する研修に参加しております。コロナ禍ではありましたが、多くの職員が幅広い研修を受講しているところでございます。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○6番（若山武信君）〔登壇〕 ただいま詳しくご説明いただきました。コロナ禍ではありましたが、オンラインなどを駆使しながら研修への取組がされてきたことに理解するとともに、厳しい状況下で研修に参加された職員の方々は大変ご苦労さまでした。

研修内容についてでありますけれども、本来であ

りますと市庁舎内において新採用職員の研修に始まり、一般係職員研修、係長、主幹等の中堅職員研修、課長等には管理職員研修など役職ごとの定期的な研修が理想であり、開催ごとに市民へのサービス向上や公務員倫理の再認識による諸犯罪防止を訴えること等があるべき姿ではと考えております。また、資質やスキルアップについての研修項目として、その1として地域に対する熱意や行政への関心、2つ目には地域住民に対する奉仕の心、3つ目には住民と接するためのコミュニケーション、そして4つ目には定期的な人事異動に適応できる柔軟な対応力、これらなどの項目が必要とされますが、当市における研修制度では現在どのような内容にて取り組まれているのか伺います。

○議長（竹村恵一君） 総務課長。

○総務課長（林伸樹君） 各階層における研修についてどのような内容に取り組んでいるのかということについてでございますけれども、新採用職員につきましては市役所での新採用職員研修において公共施設や炭鉱遺産のみならず市内の企業を見学するなど市内の歴史や産業に触れ、地域への関心を深めるよう取り組んでおります。また、新採用職員は、中空知広域市町村圏組合の接遇研修を受講することとしており、近隣市町の職員と交流しながら社会人としてのマナーについて学んでおります。また、係長、主幹、課長に昇格した際は、北海道市町村職員研修センターのそれぞれの役職における管理者研修を受講することとしており、その中でリーダーシップやコミュニケーション、公務員倫理に関する研修を受けております。さらに、若手、中堅の職員を中心に地方自治法等に関する研修や条例等の実務、コンプライアンス、窓口対応などといった研修の受講を促しており、スキルアップを図っているところでございます。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○6番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁で各階層においてきちんと研修が実施されていることに理解するところでございます。それぞれに自分

の役職に対する知識だけでなく、部下を指導する自覚も必要であります。また、現在の世代交代の中で一般企業のみならず自治体においても各種課題が発生しているかと思われておりますが、連携を保つためにも自治体関係組織だけではなく民間企業との合同研修なども必要となってくると思われますが、考え方や過去においての実績などについて伺います。

○議長（竹村恵一君） 総務課長。

○総務課長（林伸樹君） 民間との合同研修についてでございますが、しばらくコロナ禍にあっては民間との研修を見送ってございましたけれども、令和4年度から市内青年団体の研修事業への職員参加を再開しております。現在2名の職員が参加し、青年層の市民と交流しながら社会貢献活動やまちづくりなどについて研さんを深めております。また、産企協による産業振興人材育成事業研修にも職員が参加をしており、こちらは以前は市内の民間企業で働く若手職員の研修の場というものでありましたが、市役所の職員にも声かけをし、現在1名が参加しております。こちらは、市内民間企業の若手職員と交流を図りながら、高校生対象の就職説明会や産業フェスティバルなどでの活動を通じて社会人としての在り方やまちづくりについての研さんを深めております。いずれも市内の民間企業の人たちと横のつながりができるだけでなく、地域の中で主体的に活動するリーダーシップや奉仕の心、コミュニケーション能力を育まれる研修と捉えており、職員のスキルアップに期待しているものでございます。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○6番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁にて各研修がきちんと取り組まれているということについて安心いたしました。特にメンタルヘルスについての研修については、重要であります。職員皆さんの心身の健康なくして市民サービスの向上はあり得ません。優秀な職員は、当市にとっての大きな財産であります。これからの当市は、人口減少とともに職員数も減少せざるを得ません。全ての職員が有能で効率よく職務を遂行するために研修制度の充

実は重要であり、将来への人材活用に、またこれからのまちづくりに大いに役立つことでしょう。当市の人材バンクと言われる当市役所の職員皆さんを中心とし、工業、商業、農業、これらが一体となって知恵を出し合い、新たなまちづくりに取り組んでいただけることを切に願い、この項の質問を終わります。

続きまして、件名3、高齢者支援について、項目1、エアコン設置費助成についてであります。今年の夏は、猛暑にて日本列島全体が30度を超える熱帯夜が1か月を超えておりました。熱中症対策なども市職員それぞれの立場で行われていたことが後で聞こえてまいりました。対処、対応された関係者皆様には本当にご苦労さまでした。一般市民も含めた高齢者、特に後期高齢者からはこの異常な暑さにあちこちから悲鳴が上がっておりました。特にエアコンがない家庭では、この暑さから逃げられなかったわけでありまして、高齢者や持病を持っている人、また障がい者や健康状態が優れない人には大変な状況下での生活環境であったかとうかがっております。最近までは、北海道の各家庭においてエアコン普及が少なく、今年の猛暑でかなり設置者が増えたかに聞いておりますが、来年に向けての取付け、設置工事が秋頃まで行われていたということも聞こえております。エアコン設置は、価格や取付け料金も含め高価なもので、非課税世帯においてその方々は購入することができなかった家庭が多いと聞いております。今年のような猛暑が今後毎年のように続くとしたら、非課税の高齢者世帯にとっては生死に係る問題であります。助成金額は後として、助成制度への考え方について伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 初めに、本市における熱中症予防対策について申し上げたいと思います。

今年は、熱中症警戒アラートが発令されるなど道内においても記録的猛暑が続いており、熱中症は屋外だけでなく室内でも発症し、場合によっては命に

関わることから、適切な熱中症予防対策が必要とされております。そのため、広報あかびら7月号において小まめな水分補給や室内を涼しくすることと併せて熱中症の応急処置についても周知したところであります。また、熱中症警戒アラートが発令された際には、防災行政無線、市の公式ライン、市ホームページでの周知、さらに健康づくり推進係では市の広報車にて注意喚起をしながら市民への熱中症予防に努めたところであります。特に高齢者については、暑さを感じにくいなどの特徴があり、エアコンが設置されていても使用せず、自覚がないまま熱中症になる危険性があることから、保健師あるいはホームヘルパーやケアマネジャーが通いの場で注意喚起に努めたところでございます。また、経済的理由によりエアコンの購入が困難な低所得の高齢者世帯などにつきましては、無利子または低利子で利用可能な社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度もご利用いただけるものと考えております。

さて、高齢者世帯へのエアコン設置に対する助成制度の考え方についてでございますが、助成制度を創設するには財源など様々な課題整理も必要となりますことから、議員がおっしゃられていることも踏まえ、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○6番（若山武信君）〔登壇〕最後に財源の話が出てまいりました。私は、助成制度の財源としてあえてあかびらガンバレ応援基金を指定してお願いしたいと思います。公共の政策には、基本的に税金を使用しますが、ガンバレ応援基金は個人からの支援基金であります。直接市民生活に役立つべき性格が強いのではと考えます。当市人口の半数弱の高齢者が猛暑からの避難的健康維持対策等に活用できることは、大変ありがたいことであります。エアコンは、10万円から20万円を超える高価なものもあり、設置希望世帯数により総額が高額になることも予測されますが、あかびらガンバレ応援基金で何とか対応していただければと思っております。申請世帯数が増えるほどにこの基金の有効活用の意義が評価さ

れると私は考えております。取付け施工に当たっては、当市の販売業者、施工業者を最優先するべきであり、助成金額や優先順位等は制度設計において具体的に検討していただけることと思っております。購入金額への助成については、答弁にあるように社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度、その利用も私の考えにあったわけでありますけれども、むしろ市からの助成金額で対応し、不足する世帯に貸付金制度を利用してもらおう考えのほうが購入しやすいのではないのでしょうか。お互いに得策ではと考えております。当市の高齢者は、人口の半数弱です。もう少し前向きに生きていけるように行政が手を差し伸べる必要があるのではないのでしょうか。来年1月に支給予定の福祉灯油も寒さから命を守るために必要不可欠な判断であります。本当に市民の皆さんはこのことに喜んでいるわけです。今年のような猛暑が今後も続くとしたら、夏の健康保持対策も同様に必要であります。特に非課税の後期高齢者や特定等級の障がい者、加えてひとり親世帯への財政的支援の配慮も必要不可欠であります。

財源確保についてでありますけれども、赤平にはコロナ禍が終わり、観光業が復帰いたしますとあかびらガンバレ応援基金が増える要素があるわけでありまして、応援基金が旧産炭地の高齢者を救済したという実績を感謝とお礼の言葉として道内外にPRし、現在発信している情報量をさらに増やすなどしてこの対策の充実を図ることで少しは期待が持てるのではないかと私は思っております。損して得取れという言葉がありますけれども、得を取るのか得ずるのか、対策次第では両方が得られるかもしれせん。社会福祉協議会への業務委託の可能性も含めてのこのような提案ですが、検討いただければと思っております。再度市長の考え方を伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山涉君） このところの夏は、北海道でも猛暑に見舞われ、高齢者も含め市民の皆様には大変な状況だったというふうに思っております。若山議員ご指摘のとおり、この暑い夏を乗り切るため

には行政が手を差し伸べることも重要なことであると認識しております。エアコン設置費用を考えますと、1件当たりの助成を考えてもかなりの額となることが予想されます。若山議員から財源を含めたご提案をいただきましたけれども、今後様々な方向から検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○6番（若山武信君）〔登壇〕この質問は、暮らしに身近な支援として住んでいてよかったというまちづくりの一環でもあります。また、ただいま財源のお話も出てきました。福祉灯油への助成金額、今2万円です。この助成金額程度プラス貸付金、これは以前から3万円というふうになっておりますが、自分の自腹を切った部分、そして助成金額プラス貸付金、これを利用しての提案でございます。行政と市民が一体としての生活環境改善策ということになるわけです。市民の方も必ず負担がかかるとは思っておりますが、このことをぜひお願いしたいと思っております。赤平市民憲章のトップにいたわりと笑顔をまちに広めましょうという一章がございますけれども、高齢者へのこの上ないいたわりは何よりであり、生きる喜びにつながります。そしてまた、笑顔につながっていきます。コロナに打ちひしがれ、猛暑による切ない高齢者の顔をぜひ笑顔に変えていただきたいと思っております。

また、タイミングよく昨日の新聞報道に道南の上ノ国町では町内全戸数2,352世帯、これにエアコンの設置が議会として決まったそうであります。恐らく今後道内あちこちで取り組まれることと、このことも想定されますが、今後のことも視野に入れ、ご検討いただきますことを要望し、この項の質問を終わります。

続きまして、項目2、特殊詐欺被害等防止機器購入費助成についてであります。最近高齢者を中心とした特殊詐欺被害、また裕福者をターゲットとした投資詐欺被害が増えており、毎日のように新聞、テレビでの報道が目に入ってまいります。高齢者の判断能力の低下を見越して老後の貴重な蓄えを奪って

いくことは、全く許し難い行為であります。従来から当市でも警察署や消費者協会を中心とした各種団体が特殊詐欺防止キャンペーンを展開しており、現在道警では#9110への電話相談を呼びかけております。当市でもコンビニで実際の詐欺被害が店員さんのとっさの判断で未然に防止され、警察署長表彰も行われている事例もございます。このような中でNTT東日本から考える特殊詐欺対策という命題で開発された新商品が紹介されております。ここに私もパンフレットを持っておりますけれども、この内容につきましては特殊アダプターを顧客宅に設置し、通話データをリアルタイムにてインターネットへアップロードし、AIを利用してクラウドで解析、そして特殊詐欺の疑いがある場合には本人及び親族等にアラームを送り、注意喚起することで被害を抑止すると、そのような仕組みとなっており、機能的には私が見聞きしている部分では一番優れているわけであり、現在来年3月までは無料貸出しとしておりますが、製品購入時には若干の費用がかかります。お年寄りの財産を守るため、特殊詐欺対策に当市として一部助成の制度設計が必要と考えますが、市長の考え方を伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 特殊詐欺被害等防止機器購入の助成についてでございますが、まず初めに架空料金請求詐欺等の特殊詐欺の被害状況につきましては令和4年中北海道内で認知件数308件、被害総額は約12億4,000万円となっており、前年と比較しますと168件の増、6億4,000万円の増加となり、ますます増加傾向にあるようでございます。赤平市内におきましては、令和5年での実害はありませんでしたが、特殊詐欺につきましては、オレオレ詐欺や架空請求詐欺、還付金詐欺など多岐にわたり、その手口も年々巧妙になってきており、高齢者被害の割合が高いようでございますけれども、架空料金請求詐欺については年齢に

関係なく発生しているようでございます。本市におきまして、消費者協会では協会だよりなどによる啓発活動、赤歌警察署においては高齢者宅の戸別訪問や各地区に出向き、呼びかけるなど被害に遭わないための啓発活動に努められており、感謝を申し上げるところでございます。

被害に遭わないためには、ふだんから知識をつけることや近所の人との情報交換、相談相手、相談先を決めておき、何よりも犯人と電話で話さないことが被害防止対策となります。特殊詐欺のほとんどは、突然の電話から始まることから、在宅時であっても常に留守番電話に設定し、電話の相手を確認することが被害防止に極めて有効であると言われております。また、議員ご指摘の電話防犯機器につきましても効果があるものと考えております。現在赤平防犯協会では、呼出し音の前にこの通話は防犯のために録音されますとのメッセージが流れる電話機を無料で貸出ししており、18台設置されているところでございますけれども、現在の在庫はないというふうに伺っております。しかしながら、今後ますます増えることが予想される特殊詐欺対策としてそのニーズが高まることも考えられると思います。議員ご提案の特殊詐欺被害等防止機器購入の助成ということでございますが、赤歌警察署や防犯協会とも現状、ニーズ等も確認し、協議をさせていただき、どのような対策が効果的なのか、助成も含め検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○6番（若山武信君）〔登壇〕 特殊詐欺被害は、前段でのお話のとおり当市にても実際に起こり得る話であります。詐欺被害防止のためには、周囲の見守りも必要であります。自己防衛を強化しなければ財産は守り切れないのではと考えます。ただいまの答弁に特殊詐欺被害等防止機器購入の助成に対し、赤歌警察署や防犯協会に現状、ニーズなども確認、協議し、対策や効果、助成も含め検討する旨の前向きな答弁がなされましたので、私なりに理解するところでございます。

また、ただいまの答弁に防犯協会で貸し出されているメッセージが流れる無料電話機の貸出し、これは18台とありましたが、まだまだ需要が見込まれるのではと思いますので、赤平防犯協会と協議していただくことをお願いいたしまして、市民生活の安全、安心が第一ですので、より前向きな検討となることを要望して、この質問を終わります。

以上をもちまして私の一般質問の全てを終了いたします。適切な答弁ありがとうございました。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩といたします。

（午前11時30分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序3、1、公共交通について、2、水道事業について、3、高齢者支援について、4、地域おこし協力隊について、5、炭鉱遺産ガイダンス施設について、6、市立病院について、7、遊休公共施設について、8、本町商店街の火災について、議席番号1番、木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 議席番号1番の木村恵です。答弁よろしく願いいたします。

件名の1、公共交通について、項目の1、乗合タクシーについて、要旨の1です。来年の3月末まで試験運行されている乗合タクシーについて、住民懇談会や議会報告会などでも市民から様々な意見と要望が出されております。具体的には、連絡施設の追加、増便、事前予約の時間等の緩和、そういったことをして快適に利用できるよといった声が多くなってきていると思います。現在の連絡施設は、市役所をはじめ4施設、市内を東と西の2つの地区に分けてそれぞれ奇数日、偶数日に5往復、予約は前日までとなっております。こういった声を受け、できる改善は行っていく必要があると私は考えますが、他方で12月からは中央バスの土日減便も始まり、こちらの存続についてもしっかりと取り組んでいかなければならないと思います。人口減少、高齢化が進

む中、公共交通を守る取組は極めて重要になってきており、市民の関心も大変高いものとなっています。来年度の本格実施に向け、検討状況はどうなっているのかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 乗合タクシーについてですが、制度上実証運行は3年までとされておりまして、令和3年度からの実証運行が今年度で終了するため、来年令和6年度からの本格運行を目指しているところでございます。本年12月19日には、法定協議会でもある赤平市地域公共交通活性化協議会の分科会を開催し、ご要望につきましても協議していく予定でございます。本格運行につきましては、実証運行と同様北海道運輸局の許可が必要でございますが、申請から許可決定までに2か月程度を要することから、早めの開催とさせていただきました。乗合タクシーは、JRや中央バスなど既存の公共交通を補完するものでありますが、市内のタクシー会社1社による対応となっていることから、その事業者の負担なども配慮していかなければ継続していくことが困難でございます。令和6年度の乗合タクシー本格運行につきましては、こうした事情も考慮しながら赤平市地域公共交通活性化協議会での検討、協議を進めてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 12月19日に公共交通活性化協議会の分科会を開いて要望等協議していくということが確認できました。ぜひ柔軟な対応をお願いしたいというふうに思いますが、答弁で今市内タクシー会社1社で行っていることから、事業者負担などにも考慮していかなければならないということが述べられたと思います。この部分が連絡所の増設、あるいは便数増ですとか、予約の緩和などが難しいと言われる要因の一つではないかというふうにも感じるのです。できるだけ前向きに協議をしていっていただきたいと思います。議論の経過も含めて市民に対して周知しっかりしていただきたいと思

いますが、この点についてのお考えを伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 議員ご指摘のとおり、利用者それぞれのご要望と事業者の負担との調整を図りながら継続可能な事業内容を決定していくのは難しい面もございますが、実情を丁寧に伝えさせていただきながら協議会での検討を進めてまいりたいと考えております。また、議論の経過も含め、乗合タクシーを広報あかびらやホームページなどで引き続き周知してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 しっかり周知していただきたいというふうに思います。

先ほどの答弁ですけれども、乗合タクシーはいわゆるJRですとか中央バス、こういったものの既存の公共交通を補完するものだということがありました。私もそのとおりだと思うのです。10月18日の行政常任委員会で中央バスの土日の減便、この報告と併せて今後は平日の便数は維持していきたい、そのために今後の負担金の考え方などについての報告がありました。乗合タクシーの利便性の向上というのでも確かに必要だというふうに思うのですが、それが過ぎると補完するものではなく、逆に中央バスとかの平日減便を早めるというか、促してしまうおそれもあるのかもしれないと。やはり中央バスも利用していっていただかなければならないというふうに考えます。だから、11月の広報あかびらでは「乗って守ろう！公共交通」、こう題してJR、中央バス、そして乗合タクシーの利用促進を図っているのだろうというふうに思うのです。そういったところも含め、要望に対して丁寧に説明していく必要があるのではないのでしょうか。

さて、先ほど運輸局の許可まで2か月程度ということがありました。早めに取り組んでいるということでしたが、このスケジュールでいくと来年度は年度初めの4月から実施できるということかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 来年度の乗合タクシー開始時期についてでございますが、日常的に利用されている方たちの利便性を考慮し、令和6年4月1日とすることを想定しております。様々な課題につきまして協議会でご議論いただく時間も必要となりますし、そこでの決定をいただいた上での許可申請となります。また、申請後は北海道運輸局による審査もございますので、確定してはおりませんけれども、可能な限り間を空けないよう準備を進めてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 4月1日ということの確認が取れました。現時点では、乗合タクシーというのは不便で利用できないという声はまだまだ聞かれている状況かと思うのですが、それでもやはり登録して利用していただかないと乗合タクシー自体も存続が危ぶまれるのではないかというふうにも思うのです。先ほども言いましたJRも中央バスもそうです。例えば商店とか飲食店もそうですけれども、利用されないとなくなってしまうと。なくなってから困るということになるのだらうと思うのです。仮に様々な努力をしても中央バスの意向で平日減便になってしまった、あるいは廃止になってしまった、そういった状況になれば当然乗合タクシーの拡充というのは必要になってくると思います。現時点では中央バス、JRも利用していただき、通常の市内のタクシーも同様ですが、そういったものを使っていたかきながら乗合タクシーもしっかり利用していただきたいというふうに思います。もちろん登録、利用が増えてくれば、また改善の余地なども生まれてくると思いますので、先ほど言ったように意見、要望、応えられないものには何かしら理由がありますので、一人一人の要望を細かくしっかりと対応して丁寧に説明をしていく必要あるのだらうと思います。何かとまだ不便かもしれませんけれども、ぜひ利用していただけるよう丁寧に説明しながら利用促進図っていただきたいと思いますというふうに思い

ます。この質問は終わります。

次の質問に移ります。件名の2、水道事業について、項目の1、水道事業戦略について、要旨の1です。水道事業戦略において、主に施設の更新と管路の整備、必要な委託費等を算出した上で事業の普及状況と施設の老朽化状況、経営状況等を踏まえて水道施設等を計画的に更新するには水道料金の値上げが必要となった、しかし一般会計からの繰入金を投入することで大幅な値上げとしないようにすると、そういった計画になっております。さらに、計画では、水道料金の値上げ幅について急激な値上げとしないよう値上げ幅を9.5%とし、隔年で段階的に行っていくということが示されておりました。令和5年度から値上げとなる予定でしたが、令和5年度は値上げを行っておりません。理由としては、施設整備事業、上乘せ分等が進んでいないのではないかと私は思いますが、来年度以降についてどのような状況にあるのかお伺いしたいと思います。来年度予算編成も迫ってきており、現時点で提案もありません。計画を見直す必要も出てくるのではないかとありますが、考えを伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 料金改定の見通しと計画の見直しの必要性についてでございますが、令和2年度に水道事業会計が将来にわたって安定的に事業を継続するための基本計画となる経営戦略をアセットマネジメントに基づいて設定し、水道施設等を計画的に更新するためには水道料金の値上げが必要となり、一般会計からの繰入金を投入することで大幅な値上げとしない計画としたところであります。計画では、令和5年度からの料金改定の予定でありましたが、コロナ禍の影響と物価高騰も重なり、市民生活への負担を考え、結果として料金改定までには至っていない状況であります。次期の料金改定につきましては、依然として物価高騰が続いている状況なので、令和6年度に再検討を行い、令和7年度の値上げを検討してまいりたいと考えております。経営戦略につきましては、令和7年度末までに全ての

自治体において見直しを求められているところであり、本市といたしましては、令和7年度中に見直しを行ってまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 令和6年度に再検討を行って、令和7年度値上げを検討していくということなのです。コロナ禍の影響、物価高騰も重なったことから、市民負担を考えて料金を改定しなかったということでした。結果、料金収入増えていないということになりますので、実態としては現計画に合った事業というものは進んでいないのだろうということになると思うのです。料金改定、計画上では値上げとなりますけれども、それをしなかったと、いわゆる据え置いたということは、これは市民の不利益にはなるものではないと。そのため報告する必要はないのかもしれませんが、水道事業戦略というのは行政常任委員会にも報告されているものであり、実質もう既に計画変更ということに当たるとは思わないかというふうに思うのです。そうであれば、議会への報告はすべきことだったのではないかと私は思いますが、この点についての考えはどうか。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 料金改定に関する議会への報告についてでございますが、料金改定を行わなかったということもありまして、改めて議会への報告はしておりませんでした。今後におきましても経営戦略の見直しや料金改定を行う際には議会へ報告してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 今後については、報告あるのは当然だというふうに思うのです、変わるわけですから。今の答弁ですと、改定していないものは、要は据え置いているので、報告しなくてもいいというような認識なのではないかという印象を受けるわけです。私たち議会も決して市民不利益になることを積極的に指摘してなぜやらないのだということとはしないわけで、しかし委員会に報告されている計画である以上、変更したのであればそのまま

にして指摘されるまで報告しないというのはいかがなものかというふうに私は思います。物価高騰等を考慮して値上げをしないということであれば、そういう報告があつてしかるべきかなど。そういった点については、反省されてしかるべき内容ではないかと私は個人的には思っております。

令和6年度に再検討を行って、令和7年度に値上げを検討していくということ先ほどありました。当初の計画では、令和7年度というのは5年度から始まって隔年ですので、2段階目の値上げということになります。先ほど言ったように、大幅な値上げとにならないよう一般会計からの繰入れも行いながらではあるが、いわゆる激変緩和措置を取っていくことだったと思うのです。これ2年計画実質押ししたことになりますので、必要な整備事業の総量というのですか、そういったものは変わっていないので、それを先送りしてしまう結果にもつながると。そうすると、値上げ幅が現計画より大きくなるのではないかという懸念もありますが、その点についてはどうでしょうか、お伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 2か年分の大幅な値上げとなるのではないかというご指摘でございますが、料金改定の計画としては令和5年度、令和7年度と値上げを予定しておりましたが、2か年分をまとめて引き上げるとなると市民の負担も大きいものと考えております。そのようなことから令和6年度に再検討を行い、料金改定作業を進めてまいりますが、物価高騰など情勢の変化も踏まえ、慎重に判断してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 2か年分一遍だとやっぱり負担が大きいという認識はあるということが確認できたと思います。そうならないでほしいなというふうに思うのです。慎重に判断されていくということなのですが、私決して早く値上げをしてほしいといった趣旨で当然指摘しているわけではないのですが、値上げしないと将来的に水道事業会計も

財政的に厳しくなっていくという結論が出た上で計画が出されたら、そういう結論が出た以上はいつまでも先送りできないのではないかというふうに思っているのです。物価高騰が続けば、ずっと改定しなくてもいいということに今の感じだとなるのかなとも思うのですけれども、本当にそれだと将来的に大丈夫なのかというふうに不安がある。もちろん値上げ幅はできるだけ小さくなるようないろいろな方法考えたり、低所得世帯に対して何かできることはないか、そういったものも含めていろいろ考えていく必要があるのではないかと思うのです。その先の単独で水道事業続けるのか、広域化につながるのかなとも含めて計画しっかりつくって可能性も含めて再検討をしていっていただきたいなというふうに思います。令和6年度しかるべき時期に報告と提案、こういったものを行っていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

次の質問に移ります。件名の3です。高齢者支援について、項目の1、除雪支援について、要旨の1です。高齢者世帯等除雪費助成事業の登録申請が11月1日から始まっております。高齢者、障がい者、要介護、ひとり親などの自力での除雪が困難な世帯に対して業者等へ依頼した除雪費の一部を助成するという事業で、平成25年から今年で10年目ということになります。社会福祉協議会への委託事業として、この間対象者の緩和等改善しながら取り組まれてきたものですが、今年度の申請書には申請者の押印欄がなく、問合せがあったというふうに聞いております。昨年度から行政手続の押印の見直しに関連した条例が施行されており、私は本人確認としての申請者の押印不要ではないかと思いますが、どのような対応となったのかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（高橋脩君） それでは、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

高齢者世帯等除雪費助成事業における登録申請の対応についてでございますけれども、広報あかびら11月号に折り込みしたものに申請者の丸印欄が印刷

されておりませんでした。そこで、事業委託しております社会福祉協議会では、対象世帯の可否を確認いただく町内会長と民生委員、児童委員の方々に対しまして丸印表示がされていませんが、印を押してくださいとおわびとお願いの文書を送付いたしましてご理解とご協力を求めたところでございます。また、既に押印なしで社会福祉協議会に来られましたの方々に対しまして、社会福祉協議会では申請者のお宅へ訪問いたしまして対応しているところでございます。今のところ特にトラブルなどは発生していないということでございますけれども、この間申請者はもとより、町内会長様や民生委員、児童委員の皆様に対しまして多大な混乱を招いてしまったこと、また町内会長の中には押印されていない申請者への説明や押印の協力につきまして多大なご足労いただいたものと伺ってございます。社会福祉課といたしましても今後このことがないように努めてまいりたいと考えております。

また、今言われました申請者における押印不要の件につきましては、申請者の利便性を図る観点からも次年度、来年度に向けて検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 申請書の作成時に忘れていたのですね、多分。なかったと。委託先の社会福祉協議会のほうで今答弁にあったような感じで適切に対応されたのだということは確認できたと思います。押印不要の件についても来年度に向けて社会福祉課では検討していきたいということも言っていただきました。内閣府の地方公共団体における押印見直しマニュアルというものがありますが、それを見てもなのですが、町内会長さんや民生委員さんの印鑑というのは確認ということで必要なのかなと。申請書1枚に2人以上の人間が携わるものでもありますし、そこは理解できるのですが、本人の確認というのは手法は様々あるということで書かれておまして、例えば対面で持ってきたものに関しては押印は不要ではないかというふうに私は読めると

思うのです。私道の除雪に関する申請などについても現状変更ない場合は、変更なしでよいというふう
に今改善されているということ聞いております。こちらのほうについても簡素化できるところあるのではないかというふう
に思うのです。町内会長さんや民生委員の方々、本当に大変ご苦労おかけしておりますので、負担軽減にもつな
がるかと思えます。ぜひそういったところしっかり来年度に向けて検討していただきたいと思いますというふう
に思っています。

次の質問に移ります。同じ項目の要旨の2になります。助成事業のお知らせでは、登録申請が可となった
方に必要書類を送付し、3月末日までに除雪費支払い後の領収書原本を添付して申請書を提出してもら
うと、助成金額決定後に決定通知を送付後1か月以内に交付するというふうにかかれております。利用者の方
の中には、低年金で最初に支払う除雪費が大変だという声もあります。1世帯上限2万円の助成ですけれど
も、支払った除雪費の2分の1ということなんです。例えば4万円を12月の年金でお支払いをして除雪を
お願いすると、領収書を添えて交付申請書を提出、助成金額は半額で2万円と決定、その後1か月以内
の交付という流れになると思うのですが、この場合早くてもやはり2月頃になってしまうのではないかな
というふうに思うのです。12月の年金で2か月生活するということになりまして、やはり最初に多く支
出するというのは生活に負担がかかると、そういう声もあるわけです。

そこで、このケースでいえばですが、申請者の方は4万円で除雪を依頼するのですが、2万円を払って
依頼すると、残り半額助成になるだろうということで、その助成される2万円は除雪を請け負う側に
助成額決定後交付すると、いわゆる請け負う側も4万円で請け負いますということを確認して、そう
いうことをできないのかと。そうすると、申請者の方の生活も助かるのかもしれない。こういった方法
は取れないのか伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 高齢者世帯等除雪費助成事業

についてでございますが、本事業の助成は対象世帯が支払った費用の2分の1で、2万円を上限として
いるものであります。このため、支払った費用を確認するため領収書の提出を求めているところでござ
いますし、支払った費用を確認しなければ助成額も決定できない取扱いとなっております。

そこで、ご提案の除雪を請け負う側に助成額を直接支払いとし、対象世帯はその差額を支払う方法は
取れないかということでございますが、2万円の上限額で補助率が2分の1としておりますので、仮に
ですけれども、4万円を下回った場合、先に2万円を請負業者に支払ったと仮定しますと、返還を求め
なければならなくなることも発生してまいります。また、本事業は、あくまでも対象世帯が支払われた
証明をいただいた上で助成する制度としておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君） [登壇] あくまでも対象世帯への半額助成で、上限が2万円という制度なの
ということなのです。また、領収書という証明がない場合は、請負業者さんが幾ら申告をしても確証が
ないと、下回る可能性もやっぱり否定できないと、そうすると返還が生じるという説明だったと思う
のです。確かにそういうことも起こり得るだろうと。さらに言えば、返還となると新たな手続も生じて
しまうということだと思っております。この方法は、なかなか難しいということは理解したいというふう
に思います。

お知らせにかかれてある助成金の交付、1世帯1回となっているのです。例えば分割で除雪を依頼
した場合に領収書が分かれますけれども、一回一回申請してしまうと1回分しかもらえないということ
になるので、例えば12月に2万円、2月に2万円、合わせて4万円このシーズン、冬に除雪を依頼した
と、そして2月にその領収書2枚を添付して申請をした場合は4万円で申請したものと
同じ扱いになるのか、そういった申請をすることは可能なのか伺いた
いと思います。

○議長（竹村恵一君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（高橋脩君） それについては、可能でございます。理由といたしましては、本事業はあくまでも対象世帯が支払われた合計額を確認するものでございまして、特に支払い回数につきましては求めていないということでございますので、可能であるということでございます。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君） [登壇] 確認取れました。対象世帯への助成だということと、世帯1軒につき1回だということと、領収書という確認が取れるものがあればできるということだと思います。だから、分割で支払ってもまとめて領収書を添付すれば、それは可能だということ、そうすると一遍に最初に支払わなくてもいいのだろうなというふうには思うのです。ただ、請け負う側には今度多少負担があったりとか、請け負う側の方もちょっと大変になるのかと思うのですけれども、申請者の方と請け負う側の方で話し合いによってはそういうこともできるということは確認できたと思います。今年度に関しては、非課税世帯に福祉灯油として2万円分、昨年1万5,000円から増額してまごころ商品券の支援等もありますので、今の内容で理解したいというふうに思います。あえて言えば、助成額決定から交付までの期間を縮めたりとか、できることはないかということもじっくり検討していただいて、いわゆる低年金の世帯への配慮をしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。件名の4、地域おこし協力隊について、項目の1、制度の活用について、要旨の1です。地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等の地域おこし支援、また農林水産業への従事や住民支援などの地域協力活動を行いながらその地域への定住、定着を図る取組となっております。そして、総務省の支援として特別交付税措置があり、協力隊員1人当たり480万円、これは報償費280万円から最大で330万円

と、その他の経費で200万円、上限が合わせて480万円となっているものです。この制度を上手に活用していけば、人口減少対策にも地域活性化にもつながるものだと私も思います。これまでの地域おこし協力隊の採用件数、また採用の部署、そして定住率はどうなっているのかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 企画課長。

○企画課長（成田博之君） 地域おこし協力隊についてでございますが、平成26年度から制度を活用し、まちの情報発信や商店街の活性化、特産品推進、炭鉱遺産関係において地域の協力活動に当たられております。現在まで10名の隊員が任用されており、内訳といたしましては企画課1名、商工労政観光課3名、農政課1名、社会教育課5名となっております。10名中、任期を満了されている方が5名、途中で任期を終えた方が4名、そして現在1名の隊員が活動を継続している状況であります。また、既に活動を終了した隊員で赤平市に定住されております人数につきましては、9名中4名の約5割の方が起業または市内企業等に就職されまして、一赤平市民としてそれぞれの場において活躍されているところであります。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君） [登壇] 延べ10名の協力隊の方が任用され、1名が活動中と、社会教育課では5名と半数が採用されたと、そして活動終了後赤平市に定住されている方は9名中4名で約5割定住率があるということだったと思うのです。数字上は、そんな決して悪いものではないというふうにも思います。逆に言うと、半数の方は任期途中あるいは任期満了をもって転出をされているということなのです。その点についても含めてなのですが、先日議会報告会において協力隊の採用の在り方に疑問が投げかけられました。協力隊員を人手不足の解消としているのではないかと、概要としてはそんな内容だったのです。先日確認したところ、採用時点で業務内容が示され、それに対して同意し、任用されているということだったのですが、この点について間違

いはないかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 企画課長。

○企画課長（成田博之君） 地域おこし協力隊の任用についてでございますが、国の制度を活用し、地域外の人材を誘致することにより、地域で活動を行いながら定住していただくことを目指しております。任期途中、また任期満了をもって転出される方については、それぞれの理由があると思いますが、地域活性化に必要な業務を設定し、活動に取り組んでいただいております。人手不足の解消をしているということではございません。地域おこし協力隊の任用につきましては、募集時点で業務概要をご理解いただいた上での申込みとなりますことや面談の中でもご理解いただき、その業務に同意し、委嘱しているということになっております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 人手不足の解消ではないということは確認できたと思うのです。採用の時点で本人が本当にやりたいこと、定住した後やりたいことと違う内容の業務であっても採用の段階で本人が同意をすれば任用には至るのだろうというふうに思うのです。本人が目指しているものは業務内容必ず一致していないこともあると。そうなると、やっぱり勤務中は業務内容のほうをしっかりとやっていただくということにもなるのだろうと思うのです。採用の時点では、お互いの求めているものが本当にしっかりと合意形成されているのかと。お互いそうはいつでもできるのではないか、あるいはこういう業務内容なのだから、それをやってくれるのではないかとこのところがきちっと合意形成に至っていないが、いわゆる採用に至っているのではないかとこのように思うのです。採用時に十分話し合い、理解し合うことで十分解消できる内容ではないかとも思うので、職場等の人間関係であったり、コミュニケーションも重要ですが、まずは採用の段階でしっかりとこういったところの合意形成を図る必要があるのではないかと思います。任期満了後しっかりと市内で頑張っていられっしゃる方がおり

ますので、そういうところに配慮しながら、せっかくの制度ですので、活用を図っていただきたいというふうに思うのです。残念ながら、先ほども言いましたけれども、一番多い社会教育課の5名という方なのですが、なかなか定住につながっていないという現実があります。

そこで、次の質問に移ります。件名5、炭鉱遺産ガイド施設について、項目の1の施設運営についてお伺いをします。要旨の1です。施設運営に関してですが、これまで業務委託していた団体の撤退、あるいは地域おこし協力隊を活用するも今言ったように任期途中で辞めてしまうなど課題が多い中で通年開館運営というのをできています。この施設は、炭鉱遺産の歴史的価値を広く紹介し、市民及び来訪者の炭鉱遺産に対する理解を深め、石炭産業によって栄えた本市の歴史を後世に伝えるためという設置目標があります、施設条例の第1条なのですが、私、この施設は建設時から交付金を得るための計画の現実性であるとか、交付金に間に合わせるための設計や工期などがあり、指摘もし、反対をしましてまいりました。しかし、建設され、運用されております以上、有効に活用すべきというふうにも考え、また先ほど述べた設置目標、いわゆる施設条例にも照らして施設運営には一定の理解を示してきております。当初の計画では、自立性などが求められておりましたが、社会教育施設として収支の均衡が取れないことについても指摘はしますが、予算等反対することはしておりません。

現状についてですが、条例の第3条、事業、ガイド施設は次に掲げる事業を行うと。貴重な歴史と地域文化に関する資料の収集及び保存、展示、展覧会、講演会等の催しの開催及び他のものを行うこれらの催し、調査研究等への協力、その他施設の設置目的を達成するために必要な事業と、先ほど言ったことですが、こういう事業内容となっておりますが、これに照らして人員体制についてどのように今考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 赤平市炭鉱遺産ガイダンス施設の人員体制についてどのように考えているかについてであります。ガイダンス施設の人員体制は現在職員2名、説明員として会計年度任用職員1名、地域おこし協力隊1名の合計4名により条例に基づき運営をしているところでございます。地域おこし協力隊におきましては、ガイダンス開設当時より延べ5名を委嘱して活用しているところであります。また、ガイダンス施設は、平成30年の開設より地域おこし協力隊を活用しながら業務を行ってまいりましたが、任用期間が最長で3年と決められており、継続的な任用にならないことが課題でありました。そのようなことから、現在任用しております地域おこし協力隊につきましては残り1名となっており、任期も今年度末となっておりますことから、安定した施設の運営のために来年度からは地域おこし協力隊の活用はやめて職員や会計年度任用職員の配置を考えているところであります。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 現在は、職員2名と説明員としての会計年度1名と協力隊1名の4名だと。本当は5名いたのかなと思うのですが、現状は4名ということです。今まで延べ5名の協力隊員いたけれども、継続的に任用できないということが課題だったということです。来年度は、職員、会計年度の配置をして安定的な運営をしていきたいということが確認できたということになります。私もこの間何度も足を運んでいますけれども、協力隊の方が任期終了後に炭鉱遺産関連のもので起業する、ガイドになるとか、いろいろあるかなとも思うのですが、起業するとか定住するというのはなかなかそういうしっかりした目標、意識がないと難しいのだなということはこの間よく分かりました。社会教育施設として条例に沿った業務遂行するには、やはり安定的にしっかりと職員配置をしていかなければならないというのが分かったのかなというふうに思うのです。条例に沿って運営していくとなると、人件費等経費がどのくらいかかるのかということもはつき

りと示していくことも必要になるのだろうと思います。その辺は理解したいというふうに思いますが、今後また注視していきたいと。市の職員だけの運営ということに今後仮になっていった場合ですが、やはりあそこで売っているもの、物販なども難しくなると思うのです。そういうことも含めて、例えば市内のそういったことをやっているところに頼むだとか、やめるだとかも含めてですけれども、そういったところもしっかりと協議をして方針を固めていただきたいというふうに思います。この質問は終わります。

次の質問に移ります。件名の6、市立病院についてお伺いします。項目の1、発熱外来の終了について、要旨の1です。ホームページ及び広報あかびらによれば、昨今の各種感染症の状況を鑑み、11月30日で発熱者外来を終了したということですが、引き続き発熱などの症状があり、受診を希望される方は朝8時半から10時半まで事前に電話連絡をしてほしいという周知がされております。電話での聞き取りによって対応を判断するということになっていますが、これ文字どおりお願いベースということになります。発熱者の方とほかの患者さんが接触する可能性というのも出てくるのだろうと思うのです。新型コロナウイルスは、5類になったことから、感染防止の対策も緩和されております。しかし、ウイルス自体がなくなったわけでもなく、いまだに感染者の方は存在し、多少増えているという傾向もありました。発熱者外来棟は、コロナ交付金で改修し、現在まで利用されておりましたが、11月30日をもって今封鎖の状態になっていると思います。発熱外来棟そのものは、今後使用しなくなるとは思いますが、その設備自体は今後どうしていくのか、また医療スタッフの体制、診療体制などはどうしていくかなどお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 病院事務長。

○あかびら市立病院事務長（杉浦圭輔君） 発熱外来の終了についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の流行により当院においては検査、治療

を専門的に行うとともに、院内での感染拡大を防ぐ目的に令和2年11月9日より発熱外来にて発熱者等の診療を行ってまいりました。旧リハビリ棟を改修いたしまして発熱外来棟としたことで他の患者と完全に隔離するとともに、発熱患者についても快適な環境で診療できたことと思います。今年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に分類され、感染者数も減り、症状も普通感冒と変わらなくなっており、また新型コロナウイルス感染症であっても外来対応医療機関ばかりではなく多くの医療機関で診療が可能となったことから、当院におきましても11月30日をもって発熱外来を終了したところです。発熱外来終了とともに発熱外来棟は使用せず、一般外来にて対応することとしておりますが、現在は冬場の発熱者増加の懸念もあり、外来従事者の負担軽減などから、その移行期間としてお電話で問合せいただき、現在の症状や発症からの経過時間、自宅での検査の有無、市販薬での自宅療養の指導等を行い、受診が必要な方に関しましてはその症状や検査結果等から内科外来、小児科外来、救急外来感染室などと振り分けましてそれぞれの担当者が対応することとしております。今後におきましては、内科診療室や外来人員配置等の見直しを行い、2019年以前のインフルエンザ等流行時と同様の通常診療体制に戻すとともに、発熱外来棟については新興感染症流行に即応できるよう保存する予定であります。

以上でございます。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 発熱外来棟については、新興感染症などの流行に即応できるように今のまま保存をしていくと。発熱者については、診療室、人員配置など見直していったインフルエンザの流行時と同様にしていくと、冬場のそういうときと同じような体制でやっていくということだったと思うのです。発熱者の対応としては、症状、検査結果を基にいわゆる救急外来であるとか、そういったところに振り分けて、誘導して対応、診療していくと。多くの自治体病院も今そういった対応になってきて

いるというふうに思われますので、内容は理解したいと思います。報道では、今のコロナワクチンがそれほど進んでいないということですが、いまだに、先ほど普通感冒と変わらない症状になってきているということをおっしゃってございましたが、コロナウイルスに対する不安が大きい市民の方々も一定いますので、診療控え等につながらないように安心、安全な医療体制というものを整えていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。件名の7、遊休公共施設について、項目の1、旧3小学校活用について、要旨の1です。先日の新聞報道では、砂川市の学校統廃合に伴う旧校舎の利活用について統合前から検討を進めていくといったことが載ってございました。赤平市でもそうあるべきだといった指摘が少なからずありますが、前回も一般質問で議論させていただいたとおり、公共施設等総合管理計画では利活用について検討時期、検討期間を設けて進めていく方針が明記されており、その計画に沿って今進められているということを確認しております。理解できる場所ではないでしょうか。しかし、滝川市の旧江部乙小学校に宇宙関連の企業誘致が決まるといったニュースなども流れ、市民の方からも対応が遅いのではないかという印象を持たれているのではないかと思います。このほかにも市民から避難所としての活用や民間譲渡など、民間活用など様々な意見が出されております。6月の定例会では、町内会連合会と協議を行い、できるだけ早い時期に旧3小学校の所在地域の住民との協議、これを進めていきたいというふうに答弁されておりましたが、活用検討会議の検討状況は今どうなっているのかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 旧3小学校活用検討会議の検討状況についてでございますが、住民懇談会などそれぞれの地域から民間活用による地域活性化や町内会館の統合、避難施設の要望など旧3小学校に関係するお話をいただいております。現在旧3小学校活用検討会議において協議を進めているところでございま

す。10月5日には、今年度2回目の検討会議を開催し、活用についての協議を行っております。

町内会連合会との情報共有につきましては、10月6日の正副会長会議において全体役員会の中でご説明をさせていただきご了承をいただきました。その後10月23日の町内会連合会全体役員会では、私と副市長と企画課が出席し、お集まりいただきました役員の皆様へ旧3小学校活用検討のこれまでの経過と改修する場合の事業費や維持管理費についての試算、今後の地区人口の見通しなどを説明させていただきました。説明後には、各役員の皆様より避難所としての活用や町内会館の集約、民間譲渡などにつきまして様々なご意見をいただいたところであります。

今後の予定につきましては、年内に旧3小学校の周辺地域と日程調整を行い、年明けからそれぞれの地域での協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 10月に2回目の検討会議は行っていると、町内会連合会全体役員会で、そこでも検討経過や見通しなど説明をしたということが確認できました。そこでも様々な意見、要望があったということが今言われたと思います。年明けからそれぞれの地域で協議に進む予定と今なっているということが確認できましたので、しっかりと進められているのだろうというふうに思います。改修して活用する場合は、やはり改修費プラス維持管理費用、こういったものも大きくなるでしょう。せっかく物があるのだから、仮に必要性がそれほどなくても、低くても活用したほうがいいのではないかというような意見や考えや将来的な見通しを考慮せず、まず要望があるから使ってみようということではできなくはないと私思いますけれども、まさに大洪水よ、我が亡き後に来たれといいますが、将来的な責任というものがそこに果たして本当にあるのかというふうに思うのです。赤平市の将来のことも考えて慎重に判断していくという畠山市長の姿勢

からそういった発言があるのですが、今日もかなり慎重に判断していく、検討していくという発言多いのですけれども、その姿勢が、発言が活用に否定的だと捉えられることもあるのではないかと私思いますので、将来的な見通しというものがいかに必要なのかと、本当にほかの選択肢はないのかと、そういったところの説明を丁寧に行っていくということがやはりまだまだ足りていないというか、しっかりやっていかなければならない部分だろうというふうに思いますので、そういうところを丁寧に説明しながら合意形成に努めていっていただきたいというふうに思います。私としては、やはり避難所要望というのが最も今大きくなってきているのだろうという感覚を持っておりますので、そこに対してほかに本当に案がないのかと、将来的な見通しはどうなのだというところをしっかりと示して答えを出していく必要があると思いますので、これからも、今計画どおりに進めているというふうに私は思いますので、丁寧に説明をしていって合意形成に至っていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。件名の8、本町商店街の火災について、項目の1、環境衛生と安全確保について、要旨の1です。先月の20日午前、11月20日午前、本町2丁目で火災が発生をしました。白昼の大きな火災となり、住宅や店舗などが密集した場所での火災であったことから、全国のニュースなどでも取り上げられました。火元と見られる住宅の住民、近隣の住民も避難をされ、幸い犠牲者は出なかったと聞いておりますが、時間が違えば被害はどうなっているのかと、大きくなっていたのではないかという声もあります。冬場となり、空気も乾燥していますので、改めてこの火の取扱い等啓発を強めていかなければならないのだろうと思います。

さて、現在火災があった場所は、火元と見られる住宅と隣接した住宅が全焼となり、隣の建物が一部焼け残っている状況となっております。そして、被災した住宅の前の道路は、現在通行止めにして安全対策を取っておりますが、これからの雪の状況では

倒壊のおそれもあるのではないかと考えられます。飲食街ということもあり、地域住民、商店街の不安が想定されるのですが、対策等についての考えを伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 初めに、このたびの火災により被災された方々に対しまして心からお見舞い申し上げます。

ご質問にありました火災現場の今後の対策等についてでございますが、火災発生から3週間を経過しておりますが、一部建物が倒壊のおそれがあることから、安全確保のために市道の一部を通行止めをしているところであります。建物には動産等も含まれており、その撤去には、またさらには一般廃棄物の処理に係る土地及び建物の所有者との折衝などに時間を要していることから、隣接いたします方々には大変ご不便をおかけしていることと思っております。このようなことから、市の所有ではございませんが、有効な手だてについて市内部で検討しているところでありますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君） [登壇] 現状が危険だという認識は、一致しているのだろうと思うのです。所有者との折衝に時間を要していると、動産もあるということが今言われましたけれども、土地、建物だけではないのだということです。もちろん第一義的には所有者の方に安全対策を行っていただくと、例えば撤去をしていただくとかをしていただかなければならないということは私もそのとおりだと思うのですが、しかし現場の状況、立地や現状を考えると、行政が危ないから通行止めをしているということは私は評価されると思うのです。それによって今は危険ではない状況を確保できているので、しかしあのままでいつまでもというわけにもいかないだろうと。本当に先ほども言いましたけれども、これから季節ですので、大雪が降った場合にあの建物がどちらに倒壊するのだろうと考えると、やはりではず

っと通行止めにしておくのかということにもなると思うのです。危険性がどんどん大きくなっているのだというふうに思うので、できるだけ早く安全確保をしていただきたい、いわゆる何とか倒れない状況まで持って行っていただきたいと思うのです。今市内部で検討しているということでしたが、そういったところを議論されているという理解でよろしいでしょうか、お伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 複数の被災者と所有者が存在していることもあり、また権利関係もあることから、この場での明言は避けたいと思っておりますけれども、目下複数課におきまして取り進めておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君） [登壇] 所有者の方の個人情報等もありますので、ここで詳細触れられないというのは理解したいと思うのですが、いずれにしても早く通行止めにしたりと、会議も、火災があったのが20日ですから、もういろいろ市内部で協議しているということですので、本当にしっかり早く対応されているのだなということは印象として受けました。場所が中心市街地ということもありますので、これから年末にもなりますし、安全対策という面においては万全をぜひ期していただきたいと思います。また、これは先の話になりますけれども、雪解け後にまたブルーシートといったようなことにもなるおそれがありますので、その辺含めて引き続き対応をしっかりとっていただきたいと思いますというふうに思います。よろしく願いいたします。

最後の質問です。項目の2、商店街振興について、要旨の1です。この点で一部では焼き肉店兼住宅での火災という報道がありましたが、実際には御存じの方が多いと思いますけれども、焼き肉店というのは店舗のみで、店主は別の住宅に住んでおります。また、通常営業午後からということもあって、この日は定休日でもあったため、店主の方は不在でありました。出火した住宅とはいわゆる長屋の状態でつな

がっている状態だったため、間違った報道がされたのではないかというふうに思うのです。この経営者の方、いわゆる火災に巻き込まれたと言ってもいいと思うのですけれども、この経営者の方には何とか赤平市で再度出店してほしいという声が多く寄せられているということでした。近隣の商店街でも飲食店が減ってしまうのは残念で、何とか再建してほしいという声も伺っております。相談があった場合ですけれども、赤平市に店舗があった事業者さんになりますが、再建する場合起業支援などは適用されるのか、また土地、建物についての情報提供やほかの支援策などどのような対応ができるのか、考えを伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 火災に巻き込まれた焼き肉店の再建のご相談についてでございますが、先日の火災における飲食店の被害について、長年にわたり営業されているお店であり、いつも多くのお客様でにぎわっておいりましたので、大変残念に思っているところでございます。議員の言われましたとおり、市民の方から出店を望む声も担当のほうに何件か届いております。経営者の方が窓口にも来られたと聞いております。お店の歴史も古く、私もそうですが、市民の皆様もお店の再開を願っているところであります。今後につきましては、経営者の方からお店の再建についてのご相談があれば、起業支援事業や店舗整備魅力向上事業などの活用を検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 年末のこれからというときにお店がなくなってしまったというところを考えると、心中察するところありますけれども、相談があれば起業支援やほかの支援事業なども活用を検討していかれるということが確認できました。市民の方々から出店望む声が担当のところにも届いているということですので、やはりこのままお店がなくなってほしくないという方多いのではないかとこのように思います。経営者の方も窓口に来られ

たということですので、赤平市での再開の意思も可能性としてはあるのではないかとこのように思うのです。赤平市の中心市街地の中心飲食店街ですので、ぜひその飲食店街の灯を消さないようしっかりと相談に来られた場合には乗っていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩といたします。

（午後 1時59分 休憩）

（午後 2時10分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序4、1、地域公共交通について、2、地域振興について、議席番号8番、北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 議席番号8番、新政クラブ、北市勲でございます。通告に従い、質問いたします。ご答弁のほどよろしくお願いをいたします。

件名1、地域公共交通について、項目1、中空知地域公共交通についてお尋ねをいたします。要旨1、赤平市内を運行されている中央バスは、今までの何回かの議会の質問でもありますように赤平市民の大事な足として認識されております。この中央バスの滝芦線と歌志内線の運行ダイヤが12月1日より土曜日、日曜日、祝日便が11便から7便となり、4往復ずつ減便となりました。中空知の公共交通を協議する中空知地域公共交通活性化協議会には、赤平市は従来の路線と便数を確保する基本的な考えを持って臨むと、そういう答弁をいただいておりますが、今回の減便で赤平市の基本的な考えが変わりました。変わってしまいました。中空知地域公共交通活性化協議会でどのような議論が交わされ、そして赤平市の基本的な考えがなぜ変わってしまったのかを説明をしていただきたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 中央バス滝芦線、歌志内線に

ついてでございますが、沿線市町による両路線への支援、いわゆる赤字補填をしていただきたいとの要請が中央バスからあったところでございます。その要請を受け、中空知地域公共交通活性化協議会の構成員である両路線の沿線市町、中央バス、進行役である空知総合振興局、オブザーバーである北海道運輸局による打合せを重ねてまいりました。赤平市といたしましては、これまでの議会答弁で申し上げておりますとおり路線維持のためには一定程度の負担もやむを得ない、利便性低下を防ぐためにもこれ以上の減便を避けたいという考えに基づき、この間の打合せに臨んでまいりました。しかしながら、中央バスから滝芦線、歌志内線よりも利用人数が多い都市部の路線であっても減便や廃線を余儀なくされている中で路線を存続させるためには赤字額を早急に圧縮していくことが必要であり、そのために有効な経費節減策として減便は避けられないとの強い意向が示されました。また、北海道中央バスにおける運転手の人数は、令和元年の1,310名から令和4年には1,110名と4年間で200名の減少となっております。こうしたかつてない運転手不足から、これまでの便数を存続することが物理的に不可能であるといった非常に厳しい実情についてのご報告もございました。そのため、本市を含めた沿線市町といたしましては、このたびの減便について了解せざるを得なかったというのが実感でございます。これ以上の減便を避けるという本市の意向がかなわなかったことは、非常に残念ではございますが、基本的な考えが変わったというわけではなく、様々な事情を抱える沿線市町や路線バス事業者といった相手がいる中で協議を重ねての決定ということでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） 〔登壇〕 ただいまの答弁で滝芦線、歌志内線の減便に関わる中空知地域公共交通活性化協議会における協議についての説明では、路線維持のために一定の負担もやむを得ない、利便性低下を防ぐためにこれ以上の減便を避けたいとの

ことで打合せに臨んできたこと、このような答弁でございました。そして、減便の理由として、路線を存続するための赤字額を早期に圧縮する経費節減策や運転手不足による減便は避けられなかったことですが、路線を守ったり、減便を避けるために何が今必要かと。ここでは負担もやむを得ないと、私もそう思っている部分もありますが、まず路線を守り、減便を防ぐということに対して一番大事なこと何なのかと、これについて市長さんはどのようにお考えかお聞きいたしたいです。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 一番地域公共交通を守っていくためには何が重要なことであるのかといったご質問だったというふうに思います。もちろん今申し上げたのは出るほう、支出の部分のお話をさせていただきましたが、支出を抑える部分、それと得られる収入の部分、それも重要になってくるというふうに思います。ですので、ちょっと先ほどのは触れておりませんが、利用促進策というものも当然取り組んでいかなければならないものであるというふうに考えております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） 〔登壇〕 私もそのように思っています。今回の赤平市の基本的な考えが守れなかったことに運転手不足が、これは物理的に問題があつてなかなか解決難しいけれども、しかし今市長さんがおっしゃった収入を増やすことと、それから経費を削減することと、特にこの収入を増やすために今まで私は何回かこの議会でバスの利用する客を増やすような対策を練っていただきたいということも要請してきましたが、そういうことも含め、赤字を圧縮する経費節減策は協議はされたと思っておりますが、利用者を増やすことについてこの活性化協議会でどのような議論されたのかお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 中空知地域公共交通活性化協議会としての利用促進策についてでございますが、

今年度は各バス路線の沿線市町による減便や赤字補填の案分方法についての協議に多くが割かれたことでもございまして、それぞれの利用促進策やPRイベントなどの情報共有はされていたものの、利用促進に向けた話合いが進まなかったというのが実情でございます。現在協議会事務局である空知総合振興局によりまして、国、北海道、中空知9市町、交通事業者、それぞれの利用促進策の実施状況、進捗状況を集約中でございます。それらの状況を踏まえ、沿線市町などとの広域的な利用促進策について協議されるものと考えております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] ただいまの答弁でも、利用促進を1年半前から考えるべきでないかと、こういうお話をしてきたつもりでいるのですが、今になって具体的な促進策が見えていないと、このように感じるわけです。これは、利用者対策を講じなかったことが今回の減便の大きな要因の一つだろうと、このようにも思っております。そういうことで、これから起きることも含めて若干質問させていただきたいと思っております。

次に進みます。要旨2の滝芦線の減便については、地理的にも滝川、芦別の間点にある赤平の市民が受ける影響は一番大きいと想定されます。減便を回避するためには、利用者を増やすことと思っておりますが、昨年の12月の議会で利用促進策を要請しましたが、具体的な策は持っていないと、このような答弁でしたが、現在でも利用者を増やす具体的な策はお持ちでないのかお聞きいたしたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 中央バス滝芦線の利用促進策についてでございますが、今年度は根室本線対策協議会におきましてJRと中央バスの連携による鉄道・バス共通時刻表発行によるPRやJR根室線滝川富良野間と中央バス滝芦線の双方で乗車可能な一日散歩きっぷを発行するなどの事業に取り組んでまいりました。議員ご指摘のとおり、減便を回避するため、なおかつ路線を維持するためにも利用者数を増

やすこと、その減少を食い止めることが重要であると考えております。本市では、中学校のスクールバスを中央バス滝芦線利用に移行した経過がございます。中央バスからは、自社を通じて中学生を対象に定期券を作成しているのは赤平市を含め数例のみでありまして、滝芦線利用者確保の一助になっていると言っております。この取扱いの継続により利用者を確保してまいりたいと考えておりますし、市広報やホームページに利用を促すお知らせや時刻表などを掲載してまいりたいと考えております。さらに、子供たちが早くから中央バス路線になれる親しみ、利用のきっかけづくりとなることを目的に市内の小中学生が学校の教育活動などで滝芦線、歌志内線を利用する際の運賃助成を検討してまいります。今後につきましても引き続き利用促進策を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] ただいまの答弁で特に滝芦線の利用促進についてもJRと中央バスとの連携による共通時刻表の発行だとかのPRとか、一日散歩きっぷを発行などの事業に取り組まれているとのことですが、残念ですが、一般市民にはあまり知られていません。今後減便を回避し、路線を維持するためには利用者を増やすことが大事ですが、市長自らが市民に対して利用促進を訴えるべきでないかと思っておりますが、その考えがとおりかどうかお聞きいたしたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 市民の貴重な移動手段であります中央バス路線の存続は、大変重要なものであるというふうに考えております。私自身も時折公共交通を利用させていただいておりまして、本年5月には昨年に引き続きNPO赤平市民活動支援センター主催による乗って応援路線バスの旅というイベントに参加させていただきました。今後も様々な場面で市民の皆様へJRや中央バスといった公共交通の利用をお願いしてまいりたいと考えておりますので、

ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 市長さんも何回か乗られているという話ですが、先日の住民懇談会のある席での参加者から公共交通を使って通勤したらどうかというような声もあったと思います。市民も今まちの中を通過する特に中央バスの減便は非常に生活に大きく響くと、やっぱり行政が中心となって減便を防ぐような対策を取るべきだという声だと私は理解しました。ぜひ、このときは市長さんはどう答えたかちょっと私は分かりませんが、いずれにしても市民からそういう声があるということを経験してこれに当たっていただきたいと思っています。

次に移ります。要旨3番、今回は土曜日、日曜日、祝日の減便ですが、現状のままでいけば平日の減便も予想されます。減便による市民生活の不便さを回避するために、今後の対応についてどのように考えているかお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 中央バス滝芦線の利用者数につきましては、平成30年10月から令和元年9月までの令和1補助年度で35万4,944人でしたが、新型コロナウイルス感染症が流行してからの減少は著しく、令和4年10月から令和5年9月までの令和5補助年度で20万7,097人と4年間で4割以上減少しております。また、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した現時点におきましてもコロナ禍前の利用水準に戻りつつあることすら確認できない非常に厳しい状況が続いております。

次に、滝芦線の収支状況を確認する指標といたしまして中央バスから沿線市町へ示された赤字補填要請額を申し上げますと、令和1補助年度で約610万円と見込まれておりましたが、令和5補助年度では約1,840万円まで増額することが予想されております。

これらの利用者数や収支状況の推移から、さらには全道的な運転手不足もあり、土日祝日の減便にとどまらず、平日の減便、路線の廃止といった結論に

至る可能性も否定できない状況にあると認識しております。このようなことから、中央バスが路線存続に必要な赤字補填を早急に開始しなければならないと考え、沿線市町による負担案分方法についての協議を進めているところでございます。沿線市町の一部には、赤字補填の負担額を圧縮するため、さらなる減便を求める声があることも事実であります。赤平市といたしましては、さらなる利用者の減にもつながりかねない減便をできるだけ避けるべきであると主張しながら、中央バスや沿線市町との協議を続けてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 ただいま答弁で利用者数につきましてはコロナ感染症の流行により4年間で4割以上減少していると、収支状況についても赤字補填要請額が1,840万まで増額が予想されると、さらに運転手不足から平日の減便、路線の廃止に至る可能性も否定できないと、これ大変な状況になると予測されます。こういうことを避けるためには、やはり先ほどから何回も言うようにコストを削減することと、それから利用者数を増やすこと、この2つしかないと思うのです。我々とすれば、これ以上の減便は利用者数の減につながっていく、そうすると収入も減ってくると、こんなことでは市民生活に大きな影響が出ます。これを何としても避けることをしなければならぬと。そのためには、中央バスや沿線市町との協議を続け、赤字補填と利用促進を同時進行で進め、平日の現路線や便数を確保、維持するようぜひとも要望いたしたいと、このように思っております。そういう意味では、もちろん行政も含めて市民一丸となって公共交通を守ることをやらなければいけないと、このように思いますので、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思っています。

次、項目2、乗合タクシーについてお尋ねをいたします。令和3年12月から現在まで実証運行中ではありますが、令和4年5月以来私どもに説明がありませんので、今日までの利用状況などについての進捗

状況をお聞かせいただきたい。また、利用されている市民からは、先ほど同僚議員の質問ありましたが、いろいろと運行予約の時間及び運行日数の偶数日、奇数日といった運行日の問題、さらに運行連絡施設が少なく増やしてもらいたいという市民からの要望もありました。その中で今日に至るまで実証運行中の今までに見直しや改善すべき点がありましたら、お伺いしたいと思っています。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 乗合タクシーについてでございますが、これまでの議会答弁でも申し上げておりますとおり来年令和6年度からの本格運行を目指しているところでございます。利用状況等につきましては、令和4年度の10か月間で登録者数70名、利用延べ人数315名、令和5年度の5か月間で登録者99名、利用延べ人数227名となりまして、徐々にではありますが、増加している状況でございます。この間、令和4年度からは交通空白区域外にお住まいの方の75歳以上の方と要介護認定者を対象に加え、令和5年度からはその年齢を70歳以上といたしまして対象範囲を広げているところであります。来年度の本格運行におきましても法定協議会でもございます赤平市地域公共交通活性化協議会での協議、承認が必要となっておりまして、利用者からのご要望や実施事業者のご意向、他の公共交通機関との兼ね合いなど引き続き同協議会において検討し、北海道運輸局とも許認可申請の手続など調整を図りながら進めてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 ただいまの答弁で利用状況につきましては若干であります。増加傾向にあり、効果が出ているのかなど、このような感じがいたします。利用者の要望などについては、さっきも申し上げましたが、具体的な話で申し訳ありませんが、運行利用日の奇数、偶数日を撤廃していただきたいという要望と、それから現在連絡施設として2番目にコープさっぽろ（あかびら市立病院）となっておりますが、たまたま私のところに相談に

来られた市民が病院にかかりたいのだけれどもと運転手さんにお話ししたら、いや、規則はコープさっぽろですよということで、その方はたまたま歩行がちょっと難しい方だったらしいのですが、そういうことで若干そういった不満が市民の間からありました。そういう意味でやっぱり市立病院がメインでないかなど、従がコープさっぽろでないかなど、このところを臨機応変にやっていただけるなら変える必要ないけれども、それが陸運局等の許認可の中で無理であれば、ここをまず市立病院に行って、そこで降りてもらって歩ける方はコープさっぽろで買物してもらおうという格好取らないと、逆で言われたら市民の方々は赤平市は冷たいと、そういうご意見もいただきました。そういうことで、このことも含め検討していただきたいと思っています。

それから、運行連絡施設の増加につきましては、やはり医療機関がメインです。今は、市立病院だけになっていますが、市民の方々はこの間の議会の報告会の中でも医療機関は平岸にもあるし、文京町にもあるのですよと、ですから市立病院を含めてその3か所を加えてもらいたいと、市立病院入っていませんけれども、その2か所、あと茂尻支所、これも加えていただきたいという要望がありましたので、ぜひこのことについて協議の中で検討していただきたいと思っております。

それでは、次に参ります。件名2、地域振興について、項目1、らんフェスタ赤平についてお尋ねをいたします。2001年より20回にわたり、らんフェスタ赤平について実行委員長はじめ、実行委員のご尽力により延べ29万人の来場者があり、交流人口を増やし、赤平市の知名度を高められたことに改めて敬意を表したいと思っております。しかし、この事業が本年の事業をもって、らんフェスタ赤平は赤平蘭友会の解散、実行委員会役員の高齢化、各地の蘭友会の高齢化により作品の出品確保が難しくなり、将来的な運営が困難とのことでこの20回目の節目をもって終了することですが、この連絡は10月31日に私どもの手に入りました。この20回目の節目をも

って終了するとのことですが、大変残念に思っております。このイベントの終了により、交流人口の大幅な減少は避けられないと想定されますが、市長はこのらんフェスタ赤平の終了による交流人口の減少をどのように思っておられるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） らんフェスタ赤平の終了による交流人口の減少ということでございますが、20回目となる今年のらんフェスタは新型コロナの影響により4年ぶりの開催となったところでございます。北海道の春は赤平からというキャッチフレーズで開催されており、4年ぶりの開催も全道各地から322鉢の出展と5,400人を超える入場者がありました。らんフェスタ赤平2023終了後の実績報告を兼ねた実行委員会には私も出席させていただきましたが、実行委員会の中では実績報告と決算について、また今後の方針についても協議され、様々ご意見を伺ったところであります。初開催から23年もの月日がたち、ご来場いただいておりますお客様にも変化が現れております。道内の蘭友会についても高齢化と会員数の減少を受け、出展数も減少傾向にあり、集客も難しくなってきたということもあります。何よりも地元の赤平蘭友会が昨年解散されたということが大きく影響していることと思われ。また、主催者である実行委員の皆様も高齢になられ、負担が大きくなってきていることなどから、20回目を区切りとされたところであります。歴史あるイベントがなくなることは、大変残念なことではございますが、実行委員会ではこれまでとは違う広がりを持った新しい形で検討されるということでありましたので、交流人口の増加につながるよう市といたしましてもできる限りの支援や協力をしてまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 ただいま市長の答弁として、歴史のあるイベントがなくなることは残念であると、こういう感想ですが、このらんフェス

タ赤平の1回当たりの来場者数といえますか、やはり交流人口という対象に思います。1回当たり1万人を超える大変大きなイベントであって、これが終わるといことは本当に残念だと、このように思っています。赤平市で1つのイベントで1万人が集まるようなイベントなんていうのは、何ぼもないと。一番気がつくのは、火まつりの花火大会、今回議会の初日でも産業フェスティバルでもたしか5,000か6,000人以内だと、1万人集まりません。そういう中でこの大きなイベントが赤平の地域活性化に寄与する部分というのは、相当大きいものがあると思っております。それがなくなるわけですから、ただ単純に残念で済む話ではないと、このようにも思っている次第でもございます。ただいま実行委員会が新しく検討されると、違う広がりを持った新しい形で検討されるということでも市としてはできる限りの支援や協力をしていきたいとの答弁をされました。実行委員会が新しく検討されるとのことに対し、できる限りの支援や協力だけで、赤平市がそこにどの程度関与するのか全く見えません。いわゆる行政の姿勢に積極性が感じられないのであります。赤平市の地域振興や地域活性化の対応について疑問を感じざるを得ません。らんフェスタの終了は、大変残念ですが、同時に行政の積極性がないことも残念にも思っております。ぜひこれから、同じように来年の春ということになるかどうか分かりませんが、いずれにしてもこのらんフェスタに続くものを行政も一緒に考えていただきたいと。人任せではなくて、自分たちのことだという捉え方でやっていただきたい、このように思っております。ひとつよろしくお願いたします。

次、要旨2に入ります。らんフェスタ赤平は、赤平市を花のまち赤平として明るいまちのイメージづくりと地域活性化に貢献をしてくれております。このらんフェスタ赤平に代わるものとして、明るいまちのイメージを維持するためにランを活用した交流人口を増やす施策の考えがあるのかお伺いしたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 花のまちとしてランを活用し、交流人口を増やす施策についてでございますが、交流人口を増やすための様々な取組につきましては多くのお客様が来られるエルム高原やガイダンス施設等におきましても毎年検討しながら取り組んでいるところであります。しかし、花を活用した交流人口を増やす施策というのは、現状持ち合わせていない状況にあります。今後につきましては、らんフェスタ実行委員会でも新たな形を検討するというふうにお聞きしておりますので、赤平市といたしましても支援や協力の内容を検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] ただいまの答弁、先ほどと同じですけれども、赤平市が積極的にこのイベントを続けるための努力というものが一向に見えてきません。花を活用した交流人口を増やす施策は持ち合わせていないと、この一言で赤平市は全く人ごとだという具合に言っているのではないかなという感じを受けます。赤平市には、かつて振興公社で経営していたランを栽培するのがありましたけれども、今は企業がやっています。そういった大きな企業があるにもかかわらず、行政と企業が連携してこのことを考えなければならないのに、そしてらんフェスタ赤平に代わる新しいイベントの企画に実行委員会も、それから企業も行政も一緒になって花のまち赤平としての明るいまちのイメージを維持すべきでないかと、このように思っております。ただいま新たな形を検討されるということなので、ぜひ赤平市も積極的に参加して赤平のイメージを維持するようにしていただきたいと期待をいたしておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上で私の質問終わりますが、いずれにしても地域交通も含めてもう少し赤平市が主体性を持って臨まなければ、中央バスにしても中央バスが足りないから願いますでなくて、赤平も努力しなければならないと。その努力が全く見えてこない。特に赤

字補填をしなければならないなら、赤字補填を最小限にするためにも市民みんなで中央バスを利用するように、やっぱり市長さんトップですから、市長さんが口に出して言わなければ、これまた困るのです。先日の住民懇談会の席でも担当の課長さんは協力してくれと言ったけれども、市長さんの口から出てこない、私違うだろうと。これは、市長さんが言わなければならない。そういう記憶ありますか、ありませんか、言っていないこと。それは結構ですけども、いずれにしてもらんフェスタもしかりです。実行委員会がやるから協力するのだけでなく、一緒になってやろうという気構え、これがなければ赤平はだんだん寂れていきます。この寂れの原因は何だといえ、やはり主たる行政が指導する、そして一緒にやっていくという気持ちでなければ、これは防げないと。人口のこと言わせれば、だんだん減少していきます。これは、厚生労働省の推計どおりになっていますけれども、しかしそれをただ漫然と見ているわけにいかないのです。赤平で生きる我々としては、やはり赤平のにぎわい、市民の幸せ、こういうことを考えたときに市長さんがしっかり頑張ってくれなかったら困るのです。ぜひ2期目の畠山市長さんにはそういうこと踏まえて市民の要望に応えていただくようお願い申し上げます。質問終わります。どうもありがとうございました。

○議長（竹村恵一君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時48分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)